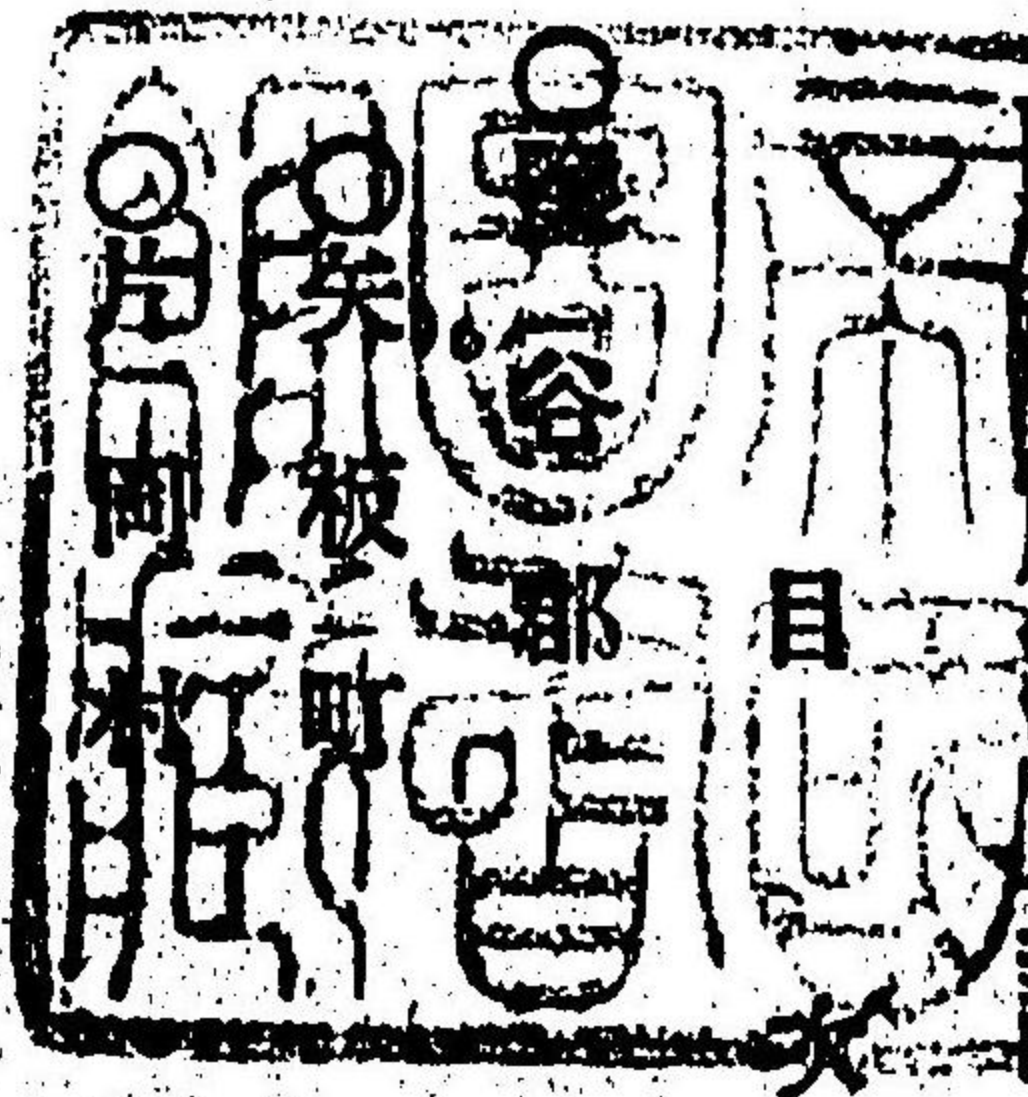


1911

下野神社沿革誌

卷之七

下野神社沿革誌卷之七



○喜連川町	十一	○藤原村	三十一
○熱田村	十五	○三依村	三十三
○北高根澤村	十七	○鹽原村	三十四
○阿久津村	二十	○箒根村	三十六
○氏家町	二十二	○泉村	四十一
○大宮村	二十四	○附錄本郡神職傳記	
○玉生村	二十六		



下野神社沿革誌卷七

前大學教授兼陸軍教授從六位内藤耻叟校閱
高雄神社々掌
栃木縣皇典講究分所商議員風山廣雄謹編



本郡は山嶽高原多し田野少なく土地廣濶なる大郡にして東は那須郡に連り南は芳賀郡に接し西は河内上都賀兩郡より上野國に隣し北は岩代の南會津郡に界し山岳相噛まんとす其廣袤東西十三里南北十五里面積八十四方里一分八厘に及ひ那須郡を除き全管の二大郡にして下都賀芳賀河内の各郡より大なる事二倍以上にして上都賀郡に比せば十方里の廣さを見るへし而して其道路に至りては南方のみ通し且鐵道線路も東北線の河内郡より來りて矢板に通するものあるのみにて往來交通に便を全する能はず

本郡は山嶽の最も高峻なるは鷄頂山にして直立五千九百餘尺あり釋迦嶽月山筭根大佐飛小佐飛白笹等の諸山連亘して那須郡界より郡の中央に聳立し此れを總

稱して高原山と云ふ又上野岩代の國境に亘りて山脉相連り栗山と稱し赤安帝釋衣沼毘沙門及び四日等の諸山脉ありて地勢高峻最も幽邃の地を極むと云ふ而して其川流に至ては鬼怒川を最大とし源を栗山の最奥なる衣沼山中の衣沼より發し東流して男鹿川を合せ南流して芳賀河内の間に入る其他箒荒内等の諸川あり荒川内川は共に高原山の南麓より出て相會して那須郡に入る箒川は鹽原より出て蛇尾川を合せ東南流して那須郡に入る此等諸川たる細鱗の潑刺急流を躍れるものなきに非ざるも川淺くして未だ舟楫の便を求むへからすと云ふ其温泉の有名なるは下鹽原湯本鹽原瀧鹽原藤原川治湯西川川俣等なりとす

本郡池沼の大なるを栗山の入の沼及び衣沼の二とし原野の大なるを伊佐野原七曲原及び板木原等とす

本郡は已に述るか如く山岳重疊して山谷高低し清流奔迸し泉水滾々として其間自ら天地風光の美を極むるなきに非ずや而れとも深山僻遠の地を劃し幽谷深邃の境に在るを以て人跡稀にして亦之を訪ふものなく往々探險者なきに非ざるも僅に指を屈して數ふべきを以て所謂名山名水の能く現はれざるものか夫の所在

温泉地の如き早くも人口に膾炙せられ嘖々として名聲の揚るものあり故に來遊の人年毎に多きを加ふにより其利する所のもの少なからむか顧みて夫の栗山郷と稱する地方に至ては其廣さ實に東西十里餘に亘り稀有の大區域を畫せるものと云ふへくして其地實に深山幽谷の間に在りて自然の別天地をなし人家極めて稀に住民多からずして他部落と交通殆と杜絶し未だ世の塵界と隔離し別に天地の一桃源境をなせるに至りては洵に奇と云ふへし而れとも一の生産なく禾穀を生せず人文亦開くるなく宛も往古の態を存する如き若し日光の如く足利の如き世界美術の粹を盡し若くは工業製造の隆盛を致せるものに比し一は近世人文開明の標本を示し一は世界往時の舊態を存す寧ろ奇なるの現象ならずとせんや是れ探險家の好て奇を探り妙を弄せんとするものを乎非ず乎

本郡市街は氏家喜連川矢板とす矢板は郡役所を置いて以來市街地をなせるものにして最も氏家喜連川を以て第一繁盛の地とす

郡内名勝舊跡として數ふべきは鹽原を始めとし衣川狐川及び鹽の屋の里あり舊城主には喜連川氏家泉川崎鹽原等にして古戰場は彌五郎坂あり其他遺跡には

頼政の窟宇都宮持綱の墳墓高尾の碑等あり 神社には木幡の木幡神社喜連川の喜連川神社及び伯耆禰神社宇都野の嶽山神社氏家の今宮神社鹽原の八幡宮佛寺には佐貫の觀音鹽原の妙雲寺等あり又以て考古の資料たらんか

本郡の物産は木材薪炭等にして最も多量の良材を出せり次に本郡に關する歴史の大要を記し往古治者の變遷沿革を擧げむ抑も本郡は初め鹽屋と呼ひ倣したるは多く山墟を産せしめしより斯く名附しものと見ゆこは萬葉集に鹽屋郡上ノ丁丈部ノ足人か歌見ゆ其頃より鹽屋と呼ひしあらんか后紀元千七百年代鹽屋氏なるものありて川崎郷に城く此れ源義家の男義親罪ありて其子孫頼純流罪となりて當地に來り鹽屋氏を稱せしにや始めり次て治承年間鹽原八郎家忠鹽原城を築き源頼政の一族を庇護し今尙鹽原に頼政窟の遺跡を存せり後壽永三年鹽屋正義喜連川に城けり次て建久年間宇都宮公頼氏家に城きて氏家氏を稱せり其后南北朝の時代を経て紀元二千百年代宇都宮の援軍佐竹氏の臣松野彌五郎奮戰數十人を殪して遂に討死す今に彌五郎坂の古戰場是なり次て天正十八年川崎鹽屋亡ひ司年又喜連川の鹽屋滅亡し足利國朝其城主となりて世々喜連川氏を稱し十三代

繩氏に至り足利の本姓に復せり爾來足利氏の領する所となる明治維新に及ひ同三年足利聰氏版圖を奉還するに至れり明治五年廢藩置縣の令あり更に宇都宮縣に屬し后又栃木縣に屬し郡長の主掌する所となり次て今日の町村自治をなすに至れり

本郡現在の町村數は三町十三村にして郷社三社及び村社百四十二社其氏子戶數八千四百五十餘戶人口五萬五千三百九十餘人を有せり
本郡教育の如きは着々進歩せざるなきに非ず加ふるに一步を進みて本縣農學校を野崎村に置かれ農事の改良等依て以て資すへきもの又少なからず

矢板町

本町は矢板、富田、木幡、川崎反町、境林、館の川、高鹽、倉掛、片俣、鹽田、幸岡、荒井、下太田、針生、中及ひ土屋の舊十六村を合せしものにて其幅員東西凡二里南北一里廿五町にして矢板は殆ど其中央に在り自餘の部落其四周を包圍するもの、如し地勢平坦にして小丘あるのみ水流數派あり其大なるものを内川とす南流して片岡村に入る各大字部落往來の便に至りては縣道縱横に通し且つ日本鐵道東北線は

矢板に停車場を置き以て各地へ復往の利便を有せり風俗敦厚にして勤儉の風あり矢板は商業に其他は農耕に従事し頗る勤勵す

舊各村の沿革を尋ぬるに往時は各領主を異にし矢板富田針生は堀田相模守中村は堀田及び岡部の分領に屬し川崎反町境林館、川倉掛片俣鹽田幸岡は戸田土佐守の領邑にありしか維新后枋木縣の所轄となり第三大區三小區に編入せられ數次の變遷を経て三戸長役場に分屬し遂に又合して今日の一自治區をなすに至りしものとす

本町には有名なる郷社木幡神社及び村社十五社あり氏子戸數八百九十餘戸人口五千餘人を有す

矢板町大字木幡鎮座

郷社木幡神社 祭神正哉吾勝々速日天忍穗耳命 相殿三座二荒山神社 祭神大

己貴命事代主命
山心姫命 祭日三月十五日
九月九日 建物 本社間口三間
奥行二間 枋葺 拜殿間口四間
奥行二間半 葺

葺 神門間口二間
奥行二間 鳥居一基高三間三反 御饌所間口六間
奥行三間 御族屋間口三間
奥行二間 寶物 赤鶴面一

面 陶造大牡牝二疋右大將殿
頼朝奉納 太刀一振寛治二年九月國谷住人
大澤忠兵衛信勝の奉納 蛇臺石一箇古昔より本社に有
て由緒不明者不詳 氏

子六十六
總代五員 社司塚原高廣同村同
大字住

本社は桓武天皇の御宇延暦十四年の創建にして征夷坂上田村麿の勸請なり明治五年郷社に列せらる

社記に曰く坂上田村麿は山城國宇治郡木幡大神を尊信すること年久し時に延暦十一年蝦夷亂を起す朝廷大伴弟麿を以て征夷大使とし坂上田村麿を以て征夷副使として蝦夷を征せしむ此時田村麿木幡大神に戰捷を祈願し功績あらは一祠を建立せんと誓い東下す時に遠江國の住人高島信保同信房兄弟軍に従ふ同十年本郡峯村に宿陳し軍備を整ひ進み連戰年を度り遂に蝦夷を滅し以て捷を奏す同十四年凱旋の時又峯村に陳す此地景を視て四神相應の地なれば又大神の御心にも叶ふべし宿願を果すは此地なりと峯村に本社を建て山城の國より木幡大神を遷座し此より峯村を改めて木幡村と號すと后大同二年今の地に遷座して高島信房に命じて神主となす信房姓を改め高鹽と稱し本社に奉仕せしむ今尙田村麿の自ら東夷の面を彫造し赤鶴の面と稱して本社に納めて藏せしむ偶々旱魃の時には本社に詣て雨を祈る時此面を内川淵に浸入すれば必靈驗ありと云ふ故に早天の

時は遠近の村邑より來りて祈雨するもの年に月に盛なり朱雀天皇の御宇天慶三年藤原秀郷平貞盛と相馬の將門追討の時宇都宮神社及ひ本社へ戰勝を祈り速に誅伐す此事朝廷に聞へて宇都宮神社へ勳一等を賜はり本社へは社領一千石を寄附せらる此故を以て今尙宇都宮神社と本社には遊行の神事とて十一月より十二月の中の子午日の間は麻苧をうます針機をとらすと云ふ例あり後冷泉天皇の御宇天喜五年鎮守府將軍源賴義其子八幡太郎源義家奥羽追討の時本社より十有八丁東なる玉取と云ふ所に野陳し從者加藤景通藤原賴茂清原貞廣等を引卒し一周日參籠潔齋して戰勝安寧を祈りたりと云ふ今に野陳の跡に入幡太郎旗掛の松あり今も尙鬱々として繁茂せり後鳥羽天皇の御宇建久四年四月源賴朝那須野に狩する時闖國に犬病發し國中に播染し士民大に困む偶々右大將の卒ひし愛犬も傳染して狂犬となる公大に患ひ該犬をして本社の瑞籬に繋ぎ犬の病癒へんと國民の難を救護あらんことを祈願す忽ち靈驗ありて愛犬の病は平癒し國內の狂犬も治し患難消滅して士民安堵す故に今に本社より病犬除の守符を出すは此縁なりと云後徳川三代將軍家光公崇敬ありて慶安元年八月十七日を以て本村地内に於

て高二百石の朱印を賜はり本社に日光二荒山神社を相殿に合祀し日光輪王寺宮を以て別當に附し崇祀せしむ傍に神主高田社家頭高田及ひ社家十四戸を置き平常奉仕せしむ明和四年二月日光法親王宮の執奏により同年十一月四日を以て勅宣正一位を授けらる神威赫灼として盛なり云云

社域三千三百六十三坪高丘の地にして古杉老檜蔚然として繁生し宛も仙境に在るか如し華表には花山院の宸筆鹽谷惣社大明神の扁額并に神門には輪王寺宮宸筆正一位本體神社日光山大明神扁額を掲ぐ殊に神樂の如きも古雅莊嚴一々古式に協ひ孟浪競新の者流と異にして人心を和樂感興せしむるに足る又本社は陸羽街道及ひ日本鐵道の東北線路にあり矢板停車場を距る八丁餘ありて參拜者の便ならさるはなし故に日々賽するもの尠からすと云ふ

同町大字川崎反町鎮座

村社川崎神社 祭神天津瓊々杵命 相殿二座經津主命武甕槌命一祭日九月十二日 建物本

社四口三尺六寸枋葺拜殿四口三尺六寸枋葺末社二社 木鳥居一基 石華表一基建久年中建

入道 石燈籠四基 寶物 草鶴太刀一振承暦四年九月伊泉五郎奉納 古鏡一面正徳三年四月地頭戸田能登守奉納 氏子八十五戸總代四員

社掌檜山浪治同村大字同六
十九番地住 同加藤萬平同村大字同
八番地住

本社勸請は伊泉五郎兼重にして往古星宮大明神と稱せしか明治維新に際し川崎神社と改め村社に列せらる拜殿の再建は承暦三年九月にして鹽谷五郎兵衛入道及ひ地頭戸田能登守の崇敬する所なり社域百七十一坪高燥の地にて古杉森々として蒼蔚し西南には古城跡ありて山水明眉の境なり

同町大字境林鎮座

村社星宮神社 祭神經津主命 磐裂命 根裂命 建物 本社同村大字同
一四二番地 拜殿同村
同四二番地

本社創立は遠遠にして詳ならずと雖も往古より一村の總鎮守神にして社域百三十八坪を有し奥羽國道より入ること馬場二百間宇星宮に鎮し境内には老杉古樹亭々と高く聳ひ社宇宏壯にして嚴肅神寂ひて古雅に富む奉仕は往昔より河井家にて別當なりしか維新后復飾して奉務怠たらず毎年九月十九日例祭を行ふ

同町大字鹽田字宮ノ前鎮座

村社箒根神社 祭神事代主命 祭日陰曆九月廿八日 建物 本社同村大字同
同四四番地 雨覆同村大字同
同四三番地

拜殿同村大字同
同四三番地 華表一基 石燈籠二基 氏子同村大字同
同四三番地 社掌同上

本社創立詳かならず社域三百十五坪にして境内には古杉蒼蔚と繁茂し神寂ひて雅致あり

同町大字高鹽字中ノ道鎮座

村社熊野神社 祭神伊弉册命 速玉男命 事解男命 祭日九月十九日 建物 本社同村大字同
同四五番地 華表一基 氏子同村大字同
同四五番地 社掌同上

本社創立不詳にして社域百八坪坤方に山岳ありて東西北の三方耕田を周らし風色佳なり

同町大字片俣字澤中鎮座

村社星宮神社 祭神經津主命 磐裂命 根裂命 祭日陰曆九月十九日 建物 本社同村大字同
同四五番地 雨覆同村大字同
同四五番地 拜殿同村大字同
同四五番地 鳥居同村大字同
同四五番地 氏子同村大字同
同四五番地 社掌同上

本社勸請年月詳かならず社域百九十八坪本社南に向へ後に高山を控へ南熊野山に相對し景趣頗る佳なり

同町大字館野川字星宮鎮座

村社星宮神社 祭神經津主命 磐裂命 根裂命 祭日陰曆九月廿九日 建物

本社開元五年 雨覆瑞 石鳥居一基 氏子十九戸 社掌同上

本社創建年月詳ならず社域百七十七坪高燥にして鹽の谷の古城趾東北に接せり

同町大字矢板鎮座

村社鹽籠神社 祭神武甕槌命 經津主命 建物 本社 拜殿明治新築 木鳥居一

基 石燈籠五基 氏子百二十餘戸 社掌塚原高廣同町大字

本社創立は天正八年にして九月の創立なり社域百二十九坪平坦の地にして境内には古杉亭々と高く聳ひ若櫻を植ゑ春は萬櫻亂發し艶雪香雲凝つて流れす洵に絶佳と云ふへし

同町大字下太田鎮座

村社八幡宮 祭神譽田別命 建物 本社開元二尺八寸 末社一社 氏子二十八戸 社掌

同上

本社は字枇杷ヶ原に在りて社域三百十四坪を有せり

同町大字中鎮座

村社住吉神社 祭神中筒男命 建物 本社開元五尺 拜殿開元三間半 氏子十七戸 社掌

同上

本社創立不詳再築は寛政五丑年二月廿日にして社域二百四十六坪字高田入に在

り

同町大字倉掛鎮座

村社星宮神社 祭神磐裂命 根裂命 建物 本社開元二間半 氏子二十六戸 社掌河

井晴住所

本社創立不詳社域二十八坪字四斗時にあり境内には老樹亭々と高く聳ひ風致愛すへし

同町大字土屋鎮座

村社箒根神社 祭神少彦名命 建物 本社開元二尺五寸 拜殿開元三間半 氏子三十七戸

社掌橋本喜和目同郡奥村大字山田住

本社創立は延暦十年九月にして社域百八十九坪字森の上にある

同町大字針生鎮座

村社箒根神社 祭神少彦名命 建物 本社間口二尺五寸 拜殿間口四間 末社二社 石燈籠五基 華表一基 氏子二十三名 社掌

本社は寶龜元年九月の創立にして社域四百三十三坪高陵の地にあり石磴四十九階躋りて拜殿に到る境内には古杉老樹高く聳ひ眺矚絶佳なり

同町大字富田鎮座

村社鹿島神社 祭神武甕命 建物 本社間口四尺一寸 末社七社 氏子三十六名 社掌

塚原高廣同町大字本郷住

本社は寛延四年三月常陸國鹿島神官を奉遷せしものにて京都本山釋院大僧正の勸請なり社域五百十二坪宇後原にあり

同町大字幸岡鎮座

村社劍神社 祭神日本武命 建物 本社間口五尺七寸 氏子六十五名 社掌

本社創立不詳社域二百四坪を有し字劍下に在り

同町大字荒井鎮座

村社箒根神社 祭神大己貴命 事代主命 少彦名命 建物 本社間口四尺八寸 拜殿

間口二尺 末社五社 氏子二十一名 社掌塚原高廣前住

本社創建不詳社域二百九十坪宇宮の近所に在り

片岡村

本村は安澤、岡、越畑、松島、乙畑、大槻、石關、玉田、山苗代の舊九村を合せしものにて其幅員東西凡二里南北凡一里地勢東に安澤長峯の山脈重疊起伏し西に高原山脈あり延て南に走り地自ら峻嶮なり南に荒川あり又内川ありて安澤と越畑の間を南流す村民朴直にして能く農耕に勤勵す

本村道路に至ては國道及び日光街道あり又東北線の停車場ありて往來交通に不便を感ずることなし

古來の沿革を尋ぬるに往時安澤は旗下の采地にして松島乙畑大槻山苗代石關越畑等は共に喜連川藩領に其他は佐倉宇都宮藩及び旗下の領邑に屬し各村其領主を異にせしも維新后共に栃木縣所轄となり第三大区二小区に編入せられ其後多少の變遷を経て後又一戸長役場の支配となり次て現時の自治區をなすに至れり

本村には有名なる玉田神社外村社九社あり氏子戸數四百三十戸人口三千二百三十餘人を有す

片岡村大字玉田字社城續鎮座

村社生駒神社 祭神食保命 相殿一座 祭神勝善親王靈 祭日陰曆正月廿八日
二月初午日五月廿八日 氏子^{八戸}_{總代三戸} 社掌玉鹽綱十郎^{同村大}_{字岡住} 建物 本社^{同村大}_{興行三同} 木
羽茸 祈年殿^{同村大}_{興行二同} 萱茸 末社一社 木鳥居一基 石燈籠二基 御厩^{同村大}_{興行一同} 杉
皮茸 制札一基^{明治三十年一月建設}

社傳に曰く 近衛天皇の御宇白面金毛九尾の悪狐宇宙間に横行し當國當郡大槻村に飛來り槻の大木に匿籠し人民を惱すこと夥多にして止まず依て 鳥羽天皇の皇子勝善親王に勅し追撃せしむ親王士卒を率ひて同郡玉田村に下向し彼の大樹を伐らしむるに一夜の中に其伐口埋塞して伐倒すること能はず之に依りて親王伊勢の豊受大神に祈願しければ其夜夢に伐たる小屑を焼却すへしと神告あり依て教の如く焼捨つれば遂に大樹も忽ち倒れ悪狐は何處にか飛去りぬ勝善親王神助により其功を奏したるを以て後建久四癸丑年正月廿八日を以て伊勢外宮豊

受大神宮を遷座し親王永く玉田の里に止り遂に薨す因て親王の靈を合祀し是れより勝善神社と尊稱し衆庶崇敬の社なり後明治元戊辰年勝善神社の舊號を改めて生駒神社と號す

神職は往古より齋藤家にて代々連綿として奉仕す社域五百五十八坪高燥の地に鎮し境内には古松老杉樅の樹色と若木の葉光と相映し頗る深遠にして神寂ひて雅致あり

編者案するに御厩は勝善親王愛する所の名馬を祀りし處ならんか世人今尙牛馬の守護を祈るは祭神に由縁もあるへけれど又此馬靈の靈驗著しきを哉

同村大字岡鎮座

村社加茂神社 祭神別雷命 祭日^{陰曆}二月十三日 建物 本社^{同村大}_{興行二同} 拜殿^{同村大}_{興行三同}
木鳥居一基 氏子^{三十三戸}_{總代三戸} 社掌伊東健次郎^{同村大字同八}_{十七番地住}

本社^{同村大}は延喜十二年の夏にて鎮守府將軍藤原利仁公の勸請なり云云
社傳に曰く延喜十二年下野國高座山の賊魁藏宗藏安黨を結ひ郡邑を掠め貢物を奪ふ朝廷利仁に命して賊を討たしむ鎮守府將軍勅を奉して東國に下向し鹽谷郡

に到る時に賊防禦の術厳しく討つ能はず又岡の城主岡民部も賊に降り先鋒として進み勇を奮ふて防ぎ戦ふ故に賊黨の勢へ騎虎の如く益々猖獗なり將軍思ふに我か計謀にては數月を経れとも治定せざるへしと此時神助を仰かざるに如くはなしと假に神檀を設け山城國加茂大神を招奉り祈願せしに時方に盛夏の或夜半俄に天曇り大雪となり拂曉に到りて止む將軍士卒に命して軍備を整ひ造り設けありし櫓に乘らしめ進め進みて賊を攻む賊凍餒して戦ふ能はず遂に降り或は討死して亡ひける將軍諸將を本陣に集め戦勝を祝し諸將を慰勞す又將軍曰く此の強賊を亡せしは全く加茂大神の擁護なりと諸將士卒に語るやかて懷中より錦囊を採出し加茂大神の御守を神體として祠を建て祀りしか濫觴なり斯る功績ありし大神故郷民らか益々尊信して一村の鎮守神となす后正保元年に至り前岡後岡の二ヶ村と分れ此より一村鎮守の名稱をも廢れたるに王政維新に又前后岡合併して岡村となれり明治五年岡村の村社に定めらる云云 社域四百十七坪丘陵に鎮して東には内川の清流淙々として鳴り以て晝夜を止めず北は高原山に望み西は黒髪の高峯層々翠を重ぬ境内には老杉古樹蒼蔚にして風光頗る佳なり

同村大字安澤鎮座

村社湯泉神社 祭神大己貴命 少彦名命 建物 本社^{四〇二}石葺 華表一基 氏子^{百十四戸} 社掌松井一^{同所}

社傳に曰く本村は往古那須郡に屬せしか藤原貞信始めて那須の地頭職に補せられし時郡界を正ふし那須温泉神社を勸請し後世郡界の狐疑なからん事を示すと云云故に本社は須藤權守貞信の創建にして最も古社たり社域九十四坪を有し字川西に在り

同村大字乙畑鎮座

村社熊野神社 祭神伊弉諾命 祭日^陰九月十九日 建物 本社^{四〇六尺} 雨覆^{四二〇} 拜殿^{四三〇} 木鳥居一基 氏子^{五十戸} 社掌建惟正^{同所}

本社創建は弘仁年中にして拜殿の再建は延元二年なり后應永十九年九月九日を以て本社再建す云云

社傳に曰く本村は荒川の沿岸にあり川中に釜ヶ淵と稱する所ありて毎夜白氣立登り恰も白幡の如くにして鳴り響き村民怪み恐れ熊野大神を信仰し神託を請へ

しに告て曰く年經し大蛇此淵に斃れて悪氣怪をなすと荒川の上流下流の一見せる所此氣を祭りなは其怪止むべしと訖宣あり故に本村内坊山と云ふ高燥の地に祠を立て龍神と祀り今無社毎年十一月十五日例祭なりしに怪異忽ち止む村民の平安五穀も成熟せり此れ偏に熊野大神の御靈驗なることを感し村民等代參を以て紀州熊野本宮へ詣て御神幣を乞へ奉遷し一村の鎮守神と崇敬せしか濫觴なり后喜連川領主も代々崇敬せりと云云社域六百九十坪清酒の境地にして社殿宏壯なり又境内より清泉漫々として湧出し如何なる旱魃にも絶ゆることなし

同村大字大槻鎮座

村社石上神社 祭神布留御魂命 祭日陰九月十九日 建物 本社間口八尺 雨覆奥行一丈二尺

間口二間 奥行二間半 拜殿間口二間半 奥行二間半 木鳥居一基 氏子五十戸 總代三員 社掌同上

本社創建は永延年中にして一村の鎮守神と尊敬す后再建年月詳ならず明治五年村社に列せらる神職は往古より維新の初まで一條家にて奉祀せり云云社傳に曰く久壽年中那須野の狐狩の時一條權守勝善か當地に對陳し本社に祈願して擁護を受けしと云ふ今尙本社の異方三町計隔りたる畑中に釜石と〇〇〇〇稱するもの

ありて則ち一條權守か卒たる人數の食物を炊事せし所にして偶々此れを取り破らんとすれば其人に障災ありとて土人猥に手を觸ることなしと又一條氏は勝善の末裔なりとか云社域三百九十九坪高燥の地にして石磴五十階を躋り眺望絶佳なり

同村大字越畑鎮座

村社大白神社 祭神經津主命 祭日陰九月十九日 建物 本社間口三尺 雨覆間口二間半

拜殿間口二間半 奥行二間半 鳥居一基 氏子七十戸 總代二員 社掌同上

本社創建年月詳ならずと雖も文明二年の再建にして鹽谷伯耆守源惟延及び領主喜連川家代々崇敬の社なり社域九百三坪平坦の地に鎮す

同村大字石關鎮座

村社大白神社 祭神經津主命 祭日陰九月十九日 建物 本社間口三尺 雨覆間口二間

拜殿間口二間 奥行二間 鳥居一基 氏子二十七戸 總代三員 社掌同上

本社創立遼遠にして詳ならずと雖も元文二年の再建にして喜連川家代々崇敬の社にして明治五年村社に列せらる社域九百坪平坦なる境地にして風光頗る深遠

なり

同村大字松島鎮座

村社星宮神社 祭神經津主命 祭日陰曆九月十九日 建物 本社間口五尺
奥行六尺 雨覆間口九尺
奥行九尺
木鳥居一基 氏子二十戸 社掌同上

本社勸請年月詳ならずと雖も貞享年中の再建なり社城六百四十八坪を有す

同村大字山苗代鎮座

村社星宮神社 祭神磐裂命 根裂命 建物 本社間口二間
奥行二間 氏子十戸 社掌
本社創立不詳社城百四十四坪字下山の高燥の地に在り

喜連川町

本町は喜連川、鷲宿、葛城、早乙女、及び小入の舊一宿四ヶ村を合せ一の自治區をなせしものにて幅員東西一里十五町あり喜連川は其中央にして他は南北西の三面に點在す地勢稍平坦にして内川荒川の二川あり町民の風俗敦厚活潑にして喜連川は専ら商業を營み其他は農業に従事し敬神の風あり
古來の沿革を尋ねるに鷲宿は旗下の采地に屬し他は共に喜連川の領邑にして同

藩の治廳あり維新后に及び共に宇都宮縣に次て栃木縣に屬し第三大区二小區に編入せられ次て小入村を除き一戸長役場に屬し后二戸長役場に分屬せられ更に又三戸長役場の所轄となり而して町村制實施に當り又合して一の自治町に至りしものとす

本町には有名なる郷社喜連川神社及び伯耆禰神社を始め各大字には村社あり其氏子を合算すれば九百五十餘戸人口六千五百八十人許を有す
本町大字早乙女に名勝あり之を鹽谷の里と云へて古より名所にして詠歌多し回國雜記に曰く「旅衣うちふれてゆく鹽のやに煙さひしき夕かすみかな」と詠せるは即ち此地なり又下野歌枕に藤原躬鶴の歌に「鹽のやの月かけ清みあこかれて蟹ならぬ身もやとりさためす」其他古詠多けれども省略す
喜連川の古城跡は同町の西北に在り今は只其跡のみ存せり

喜連川町鎮座

郷社喜連川神社 祭神素盞鳴命 奇名田姬命 祭日陰曆三月十三日
至十五日
從六月廿六日
至廿八日 建物 本
社間口七尺五寸
奥行八尺八寸 雨覆間口二間
奥行二間半 拜殿間口三間 石華表一基 木鳥居一基 末社三社 石燈

籠二基 皇太神宮千九百年奉祝會紀念碑一基 寶物 矢の根長三寸五分 一本源惟朝奉納

古鏡一尺三寸三分一面源惟朝奉納 弓矢金瓢付の鎗鐵砲合して三十挺 氏子五百戸 社司高鹽敷氏代

鷹同町二五 社掌建惟正同町百四

本社は往古天王宮と稱し永祿六年の創立にして鎮守府將軍正四位下陸奥守源義家廿一世の孫鹽谷兵部大輔正五位下源惟朝尾張國津島牛頭天王宮を崇信し家臣高鹽正次に命して大倉ヶ崎城の南面なる山腹に祠を建て分靈を遷し勸請せしめたるか剏宮にして源惟朝以後喜連川氏代々崇敬の社にして喜連川外十五郷の總鎮守となす明治初年に至り喜連川神社と改稱し郷社に列せらる祭典式は三月は小祭六月は大祭にして神輿渡行あり供奉には弓箭鎗炮の武器三十挺及び隨神等ありて祭式人數七十餘人の行列にて古例の祭式あり神官は古來より高鹽家にて代々奉仕せり社域五百廿坪舊城跡南面の中腹に在りて石磴五十四階を躋り石の燈籠左右に並列し境内には古杉老樹亭々として高く聳ひ幽靜にして西に荒川あり淙々として鳴り以て耳を洗ふに足るべし 因に曰ふ喜連川は往古鹽谷の里と稱し又狐川とも稱するは今清流せる荒川の

古名なり鹽谷惟廣と云ふもの源義經に従へ八島の戦功により本郡地三千町を賜はられ大倉ヶ崎に城を築き居れり后鹽谷惟久に至り豊臣秀吉東征の時従はざるを以て家亡ふ茲に惟久の室志ま子足利頼純の女なるを以て豊臣秀吉に請て弟國朝を以て喜連川城主となし國朝早逝し弟頼氏相繼て此より喜連川氏と稱す明治元年に姓を復して足利氏となす往古此城を大倉ヶ崎城と稱せしは大倉山山の山脉此山城に列なり山脉の極端なるか故に大倉ヶ崎城と名つけしなり云云 又鹽谷郡と稱せしは古昔本郡に鹽原鹽の湯を始め八ヶ所より鹽出て其鹽を貢ものとなしたることあり云云 清見原親王の御製に

鹽谷の八鹽のうちの貢もの思ひは遠くへぬるものかな

同町大字葛城鎮座

村社神明宮 祭神天照大御神 祭日陰曆九月十九日 建物 本社同町三反五寸 雨覆同町二反

拜殿同町九反 木鳥居一基 石燈籠二基 氏子五十戸 兼社掌高鹽敷同町二五

本社は永祿六年中鹽谷兵部大輔惟朝の家臣關和泉仲保か崇信により伊勢皇太神

宮の御分靈を奉遷し此地に勧請せしか濫觴にして后村民彌崇敬して鎮守神となす明治五年村社に列せらる社域百三十八坪本社は元西葛城村の山腹に鎮し境内には櫻樹を植ひ春は櫻花亂發し艷雪香雲凝つて流れす洵に絶奇と稱すべし

同町大字早乙女臺田鎮座

村社赤城神社 祭神磐筒男命 祭日陰九月廿九日 建物 本社間口四尺 奥行五尺 拜殿間口三

興行九尺 奥行九尺 雨覆間口九尺 奥行九尺 鳥居一基 氏子六十五戸 兼代員 兼社掌同上

本社創建は文治五年中上野國赤城神社を遷座し一村の鎮守神とす云云 社域三十九坪平坦の地にして老杉蔚々として天に聳ひ風光頗る佳なり

同町大字葛城鎮座

村社星宮神社 祭神經津主命 祭日陰九月十九日 建物 本社間口三尺 奥行三尺 雨覆間口三間半 奥行二間半

拜殿間口三間 奥行二間 石鳥居一基 氏子八十五戸 兼代員 兼社掌同上

本社勸請は正徳六年にして一村の鎮守神たり社域四十坪字高山に鎮座す末社一社あり

同町大字鷲宿鎮座

村社鷲宮神社 祭神武夷鳥命 祭日九月十九日 建物 本社間口四尺五寸 奥行四尺 枋葺 饌

殿間口三間 奥行九尺 杉皮葺 拜殿間口三間 奥行二間 萱葺 木鳥居一基 石燈籠一基 祭器庫間口九尺 奥行六尺 一棟

氏子百四十三戸 兼代六員 社掌村上健彦同町大字 二番地住 本社創建年月は遼遠にして詳ならず殊に天明年中祝融の災に罹り記録等悉皆烏有に屬す故に明記するものなしと

雖も本社は往古より一村の鎮守神にして明治五年郷社に定めらる后十年行政區畫に依り村社に列せらる神職は往古より村上家にて代々奉仕せり社域百五十坪内川の沿岸に在りて往昔は廣大なる境内なりしも内川大洪水の都度々々境地流失して今僅の現地あるのみ本社は鷲宿の西北部に位し良より異方には山嶺屈曲し西より南東には倉崎の山脈綿亘し内川は大字中央を貫き境下を流れ淙々として鳴り三方の白櫻多く花時には恰も雪に埋るゝか如し秋は連山の紅葉錦を抽き冬夜は一團の月東嶺より昇り其影内川に映し西方には黒髪の山峰峨々として雲表に聳へて崔嵬たるを望む四時の風色頗る秀麗なり

同町大字小入鎮座

村社大白神社 祭神經津主命 祭日陰九月十九日 建物 本社間口六尺 奥行六尺 拜殿間口四間 奥行九尺

木鳥居一基 末社三社 氏子二十戸 社掌建惟正同町大字喜連川 總代三員 百四十番地住
本社は文明二年中從五位下鹽谷安房守源惟延の創建にして社域百廿六坪高燥の地に鎮せり明治五年村社に列せらる

同町大倉崎鎮座

無格社伯耆禰神社 祭神天忍穗耳命 相殿一座 祭神鹽谷少將伯耆守源惟頼公
靈 祭日九月十九日 建物 本社間口六尺 奥行六尺五寸 拜殿間口三間 奥行三間 末社八社 木鳥居一基
石燈籠二基 氏子信徒五十戸 社掌同上

本社は鹽谷彌太郎從五位下伯耆守源正義の勸請にして治承年中の創建なり鹽谷伯耆守惟
願は治承二年 九月九日辛酉別當には鹽谷山建立寺の一寺を建て、奉仕せしめ鹽谷家代々崇敬し後喜連川家も大に尊崇し宮殿を改造し殊に早乙女村地内に於て高七石の社領を寄附せらる本社再建は元文五年にして本社の承塵には鹽谷家の紋章を附しありしか安政四年の再建に足利家の定紋金の二ツ引紋を改め附す現今の本社則之なり別當鹽谷山建立寺は王政維新の際速に復飾鹽谷主計と改む然るに鹽谷の姓は郡名に依り用ゆること許されず寺號の一字を取りて建惟正と改む明治二年十月十

九日神祇官に於て本社神主職に補せらる社域二百五十八坪舊城内喜連川の異位に 城內鎮し石磴二十階躋れば本社拜殿壯麗を極む殊に眺矚絶景なり

熟田村

本村は狹間田、松山、同新田、箱森新田、上野、柿木澤、同新田、伏久、飯室、文狹、鍛治、澤の舊十一村よりなれり幅員東西二里三十町に達し上野狹間田を中央とし文狹鍛治、澤及び飯室は其東南に位し柿木澤及び柿木澤新田は西南に松山同新田箱森新田は西北にあり地勢東に彌五郎坂の小山脈あり西南は一望耕地にして地勢平坦鬼怒の分流なる一の堀北南に流れ其間假定縣道あり狹間田松山を貫き其他幾條の里道相通して往來に便あり村民の風俗敦厚にして農事に勤勉せり古來沿革に付ては往時多くは喜連川藩の領邑に屬し他は幕府旗下等の采地に在りしか維新后に至り宇都宮縣に次て栃木縣に屬し第三大區三小區に編入せられ後更に各村戸長役場に分屬し同十八年更に合併して一戸長役場に隸屬し以て今日に至れりと云ふ

本村には村社十二社其氏子三百四十餘戸人口三千四百九十餘人を有せり

熟田村大字狹間田鎮座

村社星宮神社 祭神經津主命 祭日陰曆九月十九日 建物 本社間口三尺 雨覆間口六尺
鳥居一基 氏子間口八尺 兼社掌阿久津伊勢松間口八尺 兼社掌大字大 本社創立年月詳ならず
往古より谷中村民産土神と尊敬せし社にして明治五年村社に列せらる社
域平地にして八十四坪を有す

同村大字鍛冶澤鎮座

村社八幡宮 祭神譽田別命 祭日陰曆八月十五日 建物 本社間口三尺 雨覆間口二尺
鳥居一基 氏子間口五尺 兼社掌高鹽數磨間口五尺 兼社掌大字大 本社勸請由緒等は詳ならず
往古より一村の鎮守神にして維新の際村社に列せらる境内坪數百二十坪
高燥の地にして松杉森々として社域頗る清酒なり

同村大字松山鎮座

村社今宮神社 祭神素盞鳴命 祭日陰曆九月十八日 建物 本社間口九尺 雨覆間口二尺
拜殿間口二尺 兼社掌同上 本社勸請年月詳ならず
往古より鎮守神と尊崇せし社にして明治五年村社に列せらる社域二百八十

五坪平坦の地に鎮し境内には古松翁蔚にして幽致愛すべし

同村大字狹間田新田鎮座

村社智勝神社 祭神經津主命 祭日陰曆九月廿九日 建物 本社間口四尺 雨覆間口九尺
拜殿間口二尺 兼社掌同上 本社創立年月詳ならず
往昔より鎮守神たり明治五年村社に列せらる社域二百九十三坪餘平地にして老杉若杉雜生し甚た幽邃なり

同村大字箱森新田鎮座

村社今宮神社 祭神素盞鳴命 祭日陰曆九月十九日 建物 本社間口三尺 雨覆間口二尺
拜殿間口二尺 兼社掌同上 本社創立年月詳ならず
明治五年村社に列せらる社域三十餘坪平坦の地にあり

同村大字松山新田鎮座

村社人丸神社 祭神柿本人丸靈 祭日陰曆九月十九日 建物 本社間口三尺 雨覆間口九尺
兼社掌同上 氏は世に珍らしき村社なれとも惜哉由緒縁起等詳ならず
明治五年村社に列せらる社域三百九十二坪平坦の地に在り

同村大字上野鎮座

村社今宮神社 祭神素盞鳴命 祭日九月十九日 建物 本社間口二尺五寸 氏子總代五員

社掌船生一正氏家町大字 御六七番地住

本社建立年月詳ならず明治五年村社に列せらる

同村大字文狹鎮座

村社太白神社 祭神經津主命 祭日陰曆九月廿九日 建物 本社間口二間板葺 拜殿

間口三間 木鳥居一基 氏子總代廿八員 社掌加藤東十郎同郡北高根澤村大字 字平田三番地住

本社創建は詳ならず往古より鈴木三介一家にて祭りたる社なりしか明治維新に際し村社に列せらる是より一村の鎮守神と崇敬し祭典も漸盛式なり社域百二十餘坪にして市の堀と云小川の東岡陵の地に鎮し本社正東に向ひ周圍には松杉參差として深遠の趣きあり就中神木と稱する松の一大老樹ありて亭々と高く聳ひ颯々たる音ととも神威の儼たるを表するものゝ如し

同村大字伏久鎮座

村社星宮神社 祭神磐裂命 根裂命 建物 本社間口五尺 拜殿間口二間半 末社四

社 氏子總代四十五員 社掌

本社創立不詳社域百十一坪字上の原に在り

同村大字飯室鎮座

村社星宮神社 祭神磐裂神 根裂神 建物 本社間口二尺五寸 拜殿間口二間 末社四

社 氏子總代二十九員 社掌阿久津伊勢松同住所

本社創立年月不詳社域八百三十一坪字内屋敷に在り

同村大字柿木澤鎮座

村社星宮神社 祭神磐裂命 根裂命 建物 本社間口四尺 拜殿間口二間半 末社四社

氏子總代二十六員 社掌同上

本社創建不詳社域一千百五坪瀟洒の地に在り

同村大字柿木澤新田鎮座

村社天満宮 祭神菅原道實命 建物 本社間口二間半 末社一社 氏子總代三員 社掌

同上

社傳に曰く江州坂田郡坂本村の人正徳三年中下野芳賀郡板戸村へ轉居し後元録

五年本村に居住し土地を開墾し菅神を祀りて産土神と勸請せしと云ふ社域二百四十六坪清酒の地に在り

北高根澤村

本村は太田、栗ヶ島、寺渡戸、上高根澤、桑窪、上柏崎、中柏崎、下柏崎、龜梨、平田、花岡及び西高谷の舊十二村を合せて一の自治村となせしものにて其幅員東西二里十九町南北三里十八町に達し龜梨中下柏崎桑窪栗ヶ島上高根澤は東南に在りて芳賀那須の兩郡に接し上柏崎寺渡戸西高谷平田花岡は西北に相並ひ太田は稍中央に位せり地勢平坦にして田圃多く五行川は村内を貫流し芳賀郡に入る村民の風俗溫良にして活潑の風ありて農耕に勤勉す且富豪家多くして其名高し

古來沿革に付ては往時各領主を異にし一橋領に或は眞岡代官の所領に或は旗下の采邑に分屬し維新后栃木縣所轄となり第三大區一小區に編入せられ後多少の變遷ありて一戸長役場に歸し以て遂に今日に至りしものとす

本村には村社十二社あり氏子戸數六百七十戸人口六千百餘人を有す

北高根澤村大字上高根澤鎮座

村社安住神社 祭神表筒男命 中筒男命 底筒命 神功皇后 建物 本社間口九尺奥行二間

銅葺 拜殿間口六間奥行三間 末社四社 石燈籠四基 華表二基 井戸舎一棟 氏子二百戸

社掌荒井宥藏同村同大字住

本社創立は正嘉元年五月にして荒井吉明國家鎮護の爲に勸請する所なり後荒井頼母の代寛文元年本社拜殿を造營し境内に杉檜の苗を植付る正徳元年荒井吉重の代末社四社を造營し寶曆四年向戸農戸里正阿久津半之助發願者となり本社拜殿造築す明和五年神輿及び祭器等を調製す抑本社は攝州住吉大神を遷祀せし社にして維新前は正一位安住大明神と稱せしか明治六年安住神社と改號し郷社に定められ同十年八月區劃改正と共に村社に列せらる同十三年八月荒井利文發起となり拜殿及び樓廊を造營す社域一千五百坪平坦の地にして古樹森々と繁茂して晝尚暗く幽邃にして雅致あり祭日十月十八日には神輿渡御の式盛んにして頗る雜沓を極む

同村大字平田神後鎮座

村社神明宮 祭神經津主命 祭日陰曆九月廿九日 建物 本社間口二間奥行二間 枋葺 雨覆

四三同 茅葺 拜殿四三同杉皮葺 末社五社 木鳥居一基 石燈籠四基 氏子六十三戸
興行三同半 同村大字同二
社掌加藤東十郎同村大字同二
十二番住 本社は往古星宮大明神と稱し文錄元年の創

建にして加藤將監同甚之丞等國家平安村民安寧を祈らんか爲に勸請せしむ其後
慶長十五年正月村民等鎮守明星宮と尊敬奉り今尙明星宮の扁額あり而るに明治
五年神明宮と改稱して村社に列せらる社域二百五十五坪田甫中に鎮して社前に
は五行の清流淙々たり境内清酒として老槻杉檜翁蔚にして風致愛ずべし殊に本
大字は上中下の三組にして上組には無格社熊野神社あり下組には天神宮の無格
社ありて各盛式の祭典を行ふ

同村大字花岡鎮座

村社白鳥神社 祭神日本武命 祭日陰曆九月廿九日 建物 本社四三同板葺 拜殿
四三同杉皮葺 末社五社 木鳥居一基 石燈籠四基 氏子百五十戸 社掌同上
本社創立は元龜二年にして元和二年中本社拜殿ともに再建す明治五年村社に列
せらる

社傳に曰くこのころ漸く國亂れ其禍ことを免るべきことを乞祈給はんとて元龜

二年に和泉國なる白鳥の大神を遷し祀りてより國穰かに公民泰平にて五穀も熟
く登りしかは斯る功績のありし大神ゆへに村民か産土神と崇敬せられ天保九年
八月神位宗源宣旨正一位を贈らせ給へ神寶には八咫鏡一面を藏す云云 社域一
千四百五十坪平坦の地にして東に五行の川流清冽し境内には杉檜蒼々として生
ひ繁り幽致掬すべし往古は關俣村前高谷村と云しか維新の際合併して花岡と號
す故に關俣にも星宮神社ありて鎮守たりしか今は無格社とはなれり

同村大字西高谷鎮座

村社星宮神社 祭神經津主命 建物 本社四三同 拜殿四三同 雨覆四三同 末
社四社 氏子十五戸 社掌
本社創立不詳社域五百六十九坪字ぬかりに在り

同村大字大田鎮座

村社津島神社 祭神素盞鳴命 建物 本社四三同 拜殿四三同 末社一社 氏子
四十戸 社掌岩松政重同大
字在
本社創立不詳字上谷中に在りて社域四百廿八坪を有す

同村大字上柏崎鎮座

村社出雲神社 祭神大國主命 建物 本社間口二尺五寸 拜殿間口二間四尺 氏子三十五戸 社掌

本社創立不詳社域五百三坪字宮の前の清酒の地に在り

同村大字中柏崎鎮座

村社高尾神社 祭神高靈神 建物 本社間口二間一尺 末社三社 氏子三十六戸 社掌

本社は建久八年の創立にして社域四百六十五坪を有し字宮の前に在り

同村大字龜梨鎮座

村社三神社 祭神伊弉册命 經津主命 大山祇命 建物 本社間口二尺五寸 拜殿

間口二間一尺 末社三社 氏子三十四戸 社掌

本社創建不詳社域一千三十一坪を有し字西溜入に在り

同村大字寺渡戸鎮座

村社星宮神社 祭神經津主命 磐裂命 根裂命 建物 本社間口二間一尺 拜殿間口一

間口二 末社一社 氏子十九戸 社掌

本社創立不詳社域五百五十二坪を有し字仲丸に在り

同村大字下柏崎鎮座

村社愛宕神社 祭神軻遇突智命 建物 本社間口二尺三寸 石祠造 氏子十五戸 社掌

本社創建不詳社域百五十三坪字西の臺に在り

同村大字栗ヶ島鎮座

村社神明宮 祭神大日靈貴命 建物 本社間口二間四尺 拜殿間口二間半 末社一社

氏子四十三戸 社掌

本社創立不詳社域四百廿七坪字中の町に在り

同村大字桑窪鎮座

村社星宮神社 祭神經津主命 建物 本社間口五尺 末社二社 氏子六十九戸 社掌

本社勸請詳ならず社域四百五十坪を有し字神の前に在り

阿久津村

本村は上阿久津、中阿久津、寶積寺、大谷、石末の舊五村を合せて一村となせしものにて其幅員東西凡一里二十町南北一里廿三町にして上阿久津は西北部に寶積寺

石末大谷は東南に中阿久津は其中央に位せり地勢平坦にして東北は林野に望み西南は鬼怒川に瀕して河内郡に界し國道縣道相通し往來の便あり村民篤厚にして勤勉の風あり

舊各村古來の沿革に付ては往時は共に宇都宮藩の領邑にありしか維新后栃木縣の管轄に屬し第三大區一小區に編入せられしか后分れて各村に戸長役場を置き又明治十八年に至り一戸長の支配に歸し次て今の自治區をなすに至りしと云ふ

本村には村社五社あり其氏子戸數五百餘戸人口四千五百八十餘人を有す

阿久津村大字大谷鎮座

村社高禰神社 祭神多加於加美 祭日陰曆九月十九日 建物 本社阿久津村大字銅葺棟梁

雨覆阿久津村大字拜殿阿久津村大字石燈籠二基 木鳥居一基 神號銅製扁額一面 末社四

社 氏子阿久津村大字社掌阿久津伊勢松阿久津村大字

本社創建は天延十一年九月にて下野右門正及び隼人采女三家の勸請にして明治五年第五大區三小區郷社に定めらる后明治十年八月行政區畫改正に付村社とな

る

社傳に曰く本村は天延年間下野右門正と云ふ人日光大谷川の邊りより此土に來りて始めて居宅を構ひ大谷川の名稱を取りて大谷村と號すと后文明年間下總の國より隼人と云へる者來り住し長録年間播州より采女と云者又來住して土地の開墾に従事し田畑を開き耕耘しつゝ漸々三家の子孫繁殖し右門正の一族村の首長となり隼人采女の子孫七家に蕃息せり山口縣石鎚郡中太田郷阿久津村大字后永正十一年の夏

大旱魃にて百穀將に枯死せんとす時に三家八門を始め村内の人民深く憂ひ歎きて山城國愛宕郡貴布禰大神を招祭し郷民等假に祭屋を設けて七日七夜忌み籠りて祈雨せしに忽然として黒雲勃興し甘雨沛然として降りければ百穀草木を潤し斯郷に限り豊熟を得るこれ全く貴布禰神社の靈驗なることを感喜し郷民相議り同年九月宮殿を創建して高禰神と尊稱し永く本村の鎮守神となす慶長三年社殿の再建あり同十七年霖雨の際祈晴又寛永三年の大旱にも祈雨の靈驗ありて大神の神徳を蒙らざるはなし茲により下野右門正阿久津村大字二十七代の孫宮下明王院と號し本社阿久津村大字の別當職となす后阿久津和泉守の男左馬介を養子となし神職を相續

せしむ故に宮下を改めて阿久津と稱して代々本社に奉仕せしむ社域七百三十三坪田甫中にありて后には五行の清流滾々として三方には枝川を回らし本社南に向へ馬場の入口には注連掛と稱する古杉相對し馬場五坪には石を敷き並へ境内には古杉老樹蒼鬱として繁茂し遠望するも靄然として丘山の如く眞に奇景と云ふべし

同村大字石末鎮座

村社八幡宮 祭神譽田別命 建物 本社四間 拜殿三間 末社三社 氏子四 社掌同上

本社創立不詳社域一千五百一十一坪字西臺の清酒の地に在り大祭は毎年陰曆八月十五日を以て執行す

同村大字寶積寺鎮座

村社白鬚神社 祭神表筒男命 中筒男命 底筒男命 建物 本社四間 拜殿三間 末社三社 氏子六十三 社掌本多隼人同大

本社創立不詳にして社域三百廿二坪字五十蒔の清酒の地に在り

同村大字上阿久津鎮座

村社高尾神社 祭神高尾神 建物 本社四間 拜殿四間 末社二社 氏子百六十一 社掌氏

本社創立不詳社域四百三十四坪平坦の地に在り

同村大字中阿久津鎮座

村社星宮神社 祭神磐裂神 根裂神 建物 本社四間 拜殿三間 末社三社 氏子四十九 社掌氏

本社創立不詳社域八百一坪にして字上の臺にあり

氏家町

本町は氏家、同新田、櫻野、馬場、富野岡、長久保、押上、蒲須坂の舊一宿七村よりなり之を合せて一の自治區をなせしものにて幅員東西一里九町南北二里廿町にして氏家は南方に在りて一の市聚地をなし地方商業繁盛なるを以て名あり馬場押上長久保蒲須坂は其北に連り櫻野氏家新田富野岡は其三面に在りて民家點在し氏家馬場蒲須坂は國道に沿ひ櫻野は假定縣道の通するあり且つ到る所里道通せさ

るはなく殊に日本鐵道東北線の停車場ありて頗る便あり地勢概ね平坦にして土地肥沃鬼怒川に臨み五行川及び一の堀等ありて灌漑に便なり村民節儉にして農商の業に従事し頗る勤勉の風あり

古來の沿革に付ては往時は共に宇都宮藩の領邑に屬し維新后更に栃木縣に屬し第三大區一小區に編入せられ次て一戸長役場の支配となり遂に今日の一町をなすに至れりと云ふ

本町には有名なる今宮郷社及び村社八社あり其氏子戸數八百餘戸人口五千四百餘人を有す

氏家町大字馬場鎮座

郷社今宮神社 祭神素盞鳴命 祭日陰曆九月十九日 建物 本社間口四間 高欄波 拜殿

間口三間半 奥行三間半 杉皮葺 饌殿間口三間半 杉皮葺 木鳥居一基 神門間口三間 奥行三間 萱葺 末社十三社 寶

庫一棟 氏子七百二十戸 社司高鹽數鷹同郡喜連川町 二五六番地住 社掌船生一正 同町大字南六十七番地住 阿久津伊勢松 同郡阿久津村大字大谷住

本社勸請は康平參年にして后正安二年氏家公宗の崇敬により宮殿再建す社城二千十三坪平坦の地にして社木森々と蒼蔚し其中央に本社拜殿宏壯として輪奐た

り神職は應永年中より船生家にて代々奉仕せしむ明治五年郷社に列せらる

同町大字櫻野鎮座

村社八幡宮 祭神譽田別命 祭日八月十五日 建物 本社間口六尺 奥行一丈 枋葺 雨覆間口二

間三尺 杉皮葺 拜殿間口三間半 杉皮葺 石鳥居一基 氏子六百五戸 社掌船生一正同町大字馬場 六七番地住

本社は建久三年の創立にして相州鶴ヶ岡八幡宮の分社なりと稱す社城九百五十一坪平地にして明治五年村社に列せらる

同町大字氏家新田鎮座

村社稻荷神社 祭神稻倉魂命 祭日九月初旬 建物 本社間口六尺 奥行四尺二寸 雨覆間口七尺 杉

皮葺 氏子廿四戸 社掌同上

本社勸請年月詳かならず社城二百二十五坪にして王政維新の際村社に列せらる

同町大字富野岡鎮座

村社天滿宮 祭神菅原道實公靈 祭日九月廿五日 建物 本社間口五尺 奥行三尺 雨覆

間口二間半 奥行二間半 木鳥居一基 氏子廿三戸 社掌同上

本社創建年月詳ならず社城二百七十七坪にして明治五年村社に列せらる

同町大字長久保鎮座

村社湯殿神社 祭神大山祇命 祭日九月十九日 建物 本社^{間口三尺} 木鳥居一基
氏子^{廿五戸} 社掌同上

本社勸請年月詳かならず社城三百坪なり

同町大字同鎮座

村社天満宮 祭神菅原道實公靈 祭日八月廿五日 建物 本社^{間口三尺} 雨覆^{奥行二尺四寸}
氏子^{廿五戸} 社掌同上

本社創立年月日詳ならず社城一千五百八十坪の大境内に鎮す

同町大字蒲須坂鎮座

村社三島神社 祭神大山祇命 祭日九月十九日 建物 本社^{間口四尺三寸} 拜殿^{間口}
氏子^{三十一戸} 社掌同上

本社創建年月詳ならず社城一千五百四坪にして明治五年村社に列せらる

同町大字氏家鎮座

村社八坂神社 祭神素盞鳴命 祭日六月廿五日 建物 本社^{間口三尺} 拜殿^{間口}

講瓦葺 石鳥居二基 木鳥居一基 石燈籠二基 氏子^{三百戸} 社掌同上

本社勸請年月詳にせず往古より衆庶尊信の社にして明治廿五年拜殿を再建し社城三百六十坪丘陵の地に鎮して風景頗る佳なり

同町大字押上鎮座

村社水神社 祭神水速女命 祭日九月廿九日 建物 本社^{間口七尺} 雨覆^{間口九尺}
拜殿^{間口三間}杉皮葺 木鳥居一基 氏子^{五十戸} 社掌同上

本社勸請年月詳にせず往古より一村の鎮守神にして明治五年村社に列せらる

大宮村

本村は大宮、田所、肘内、大久保、上平、風見、風見山田、上澤、泉の舊九村を合せしものにて其幅員東西凡一里十二町南北凡二里十町あり大宮は其中央に位し他の部落其周圍にあり地勢平坦にして西北東の三面に小丘の起伏せるものあり又鬼怒川に瀕し近年毎歳水災ありて村民困苦を訴ふる趣あり又荒川南流し灌漑の便あり村民温厚にして農業に従事し頗る勤勉の風あり

古來沿革に付ては往時は共に宇都宮藩の領地にして維新后宇都宮縣及び栃木縣

に屬し後多少の變遷を経て一戸長の支配となり遂に一の自治團體をなせしものとす

本村には村社九社あり氏子戸數四百六十餘戸人口三千五百餘人を有せり

大宮村大字風見明神山鎮座

村社東護神社 祭神結願命味耜高彥根命 祭日九月十四日 建物 本社四力枋葺 雨覆

間口三間枋葺 廊下二間 拜殿間口三間枋葺 末社一社 木鳥居二基 石燈籠二基 元禄六年
同七年
享保二年

設立 御饌殿一棟 氏子四十二戸 社掌小島光永同村同大字
十六番地住

本社は承和元年の創立にして小野篁當國二荒山神社を遷座し東國鎮護として勸請し東護神社と稱し奉ると云云

後龜山天皇の御宇弘長三年領主風見十郎左衛門嗣胤崇敬して社殿を再建す文祿年間再々領主風見四郎左衛門修繕す后安永六年の再築なり享保十一年神位宗源宣旨正一位を賜はらる往昔は風見山田泉大宮上平風見五ヶ村の鎮守たりしか今は風見の村社たり神職は天文四年より小島氏奉仕し祖先和泉守紀より十二代連綿として襲職す社城一千五百六十八坪本大字西方の高嶺にあり馬場三丁餘にし

て麓に一の華表あり二十一階の石磴を登れば漸平坦にして又三十三階を登り少の平地を歩めは五十一の石階あり又五階の石磴あり十九級の石階を躋りて鳥居を潜れば廣平なる境地にして清酒たり其中央に本社拜殿の莊麗古色蒼然として掬すべし殊に眺矚に富み遠くは那須の火山鹽原の高嶺崔嵬たり西に黒髮白根信濃の淺間嶽を望む南は毛野の長流滔々として麓を灌き羽黒の山に相對し山水の風韻甚佳なり南麓には小島神官祖先代々の墳墓地小島河原等の舊跡あり西に要害と稱する高峯ありて寶徳より天文天正の頃風見領主か敵の防禦に備ふる要地なりとか又本境は文久以前は古杉老檜二丈より一丈餘あり
五尺四寸あり鬱蒼として繁茂し晝尙暗くして物凄き境なりしも惜むらくは文久二年地頭役所に於て社地回馬場先兩側をも伐採せしを以て今は其后植付たる若木のみなれとも森然として蒼蔚し神寂ひて雅致あり

同村大字風見山田鎮座

村社星宮神社 祭神天御中主命天孫主命
武甕槌命 祭日十一月十三日 建物 本社間口五尺
奥行五尺 雨

覆間口二間
奥行二間半 石燈籠二基 木鳥居一基 末社一社 氏子二十戸 社掌同上

本社創建勸請年月詳ならず社境高燥の地にして石磴二十六階躋りて風致頗る佳なり

同村大字大久保鎮座

村社星宮神社 祭神天御中主神經津主命 武甕槌命 祭日十一月十三日 建物 本社五尺 雨

覆門口二間半 奥行二間半 拜殿四間二間半 石鳥居一基 石燈籠三基 末社一社 氏子四十四戸 社掌代員

同上

本社創建年月詳かならず社域三百四十四坪を有す

同村大字泉鎮座

村社星宮神社 祭神天御中主神經津主命 武甕槌命 祭日十一月十三日 建物 本社四間五尺 雨

覆門口二間半 奥行二間半 拜殿四間二間半 鳥居一基 石燈籠二基 末社一社 氏子二十戸 社掌代員

上

本社勸請年月詳ならず社域三十坪なり

同村大字上平鎮座

村社星宮神社 祭神磐裂神 根裂神 經津主神 建物 本社四間三尺持 雨覆一棟

木鳥居一基 末社二社 奥社一棟 石燈籠二基 氏子三十三戸 社掌若井田高野

同村大字 大宮住

本社勸請年月詳ならず社域六百六坪を有し字宮前に在り境内平地にして後ろに松川を控ひ東西南の三方は田圃洋々として風景佳なり

同村大字田所字社城續鎮座

村社星宮神社 祭神磐裂命 根裂命 經津主命 建物 本社四間五尺七寸 奥行二間一尺 雨覆一棟

石華表一基 木鳥居一基 石燈籠二基 氏子五十二戸 社掌田宮積善同村大宮住

本社の創立年月詳ならずと雖も奉仕には別當藥王山醫王院を置き以て奉務せしむ醫王院故ありて大永七年積善院と改號し夫より十三代の間別當職たりしか明治維新の際復飾し田宮と改め本社に勸續せしむ抑本社星宮神社は往古より別當積善院の境内に鎮座在りしか明治四年中氏子協議の上本大字中央なる字權現山無格社琴平神社の境内に奉遷す社域六百坪高燥の地にして若杉森々たらんとし風色閑雅なり

同村大字大宮鎮座

村社大宮神社 祭神火産靈命 建物 本社^{間口二間半} 木鳥居一基 石燈籠二基
石こま大ニ基 氏子^{七十三戸} 社掌

本社創立詳ならず社域五百七十三坪字上町に位し境内平坦の地にして老梅櫻及
ひ青桐の巨木あり花時には士女詣て、衣香扇影相接し此地の勝地なり側に前神
官渡邊貢の碑あり

同村大字上澤鎮座

村社箒根神社 祭神大己貴命 事代主命 豊城入彦命 建物 本社^{間口二間半} 拜
殿^{間口二間半} 末社二社 氏子^{七十七戸} 社掌

本社創立不詳社域一千四百六十九坪を有し字宮の瀟洒の地に在り

同村大字肘内鎮座

村社高尾神社 祭神高麗神 建物 本社^{間口二尺七寸} 末社一社 氏子^{二十四戸} 社掌
本社は字神の前に在りて社域六百七十一坪を有す

玉生村

本村は玉生、道下、原萩の目、金枝、飯岡、芦場新田、上下寺島、喜佐見、東房、熊の

木鳥羽新田の舊十二村を合せしものにて其幅員東西二里三十三町南北五里に亘
り玉生は稍中央に位し他は其周圍に點在し日光街道及ひ里道相通し往來交通に
不便を感せずと云ふ地勢西北に西平山及ひ鷄頂山等を負ひ荒川其間を流れ土地
自ら高燥なり村民概して篤實にして農耕を専務とす

古來沿革に付ては往時は共に宇都宮藩の領邑にありしか維新后共に宇都宮縣及
ひ栃木縣に屬し第三大區三小區に編入せられ各村役場に分屬し再ひ合して一
戸長役場の所轄となり次て現時の自治一村をなすに至れりと云ふ

本村には村社十二社あり氏子戸數三百七十餘戸人口二千九百四十餘人を有す

玉生村大字玉生字伯耆前鎮座

村社伯耆根神社 祭神大己貴命 相殿玉生伯耆守靈 建物 本社^{間口四尺六寸} 末
社二社 氏子^{七十四戸} 社掌

本社創立年月詳ならず往古は箒根大權現と稱せしか後本村の城主玉生伯耆守を
合祀し爾來伯耆根神社と改稱せしと云ふ後文化四年蝦夷土人等騷亂の時徳川將
軍目代として若年寄堀田攝津守鎮靜の版途本社に神號の扁額一面奉納ありて報

賽せし社なり社域九百坪高燥の地に在りて境内には老樹翁蔚として神寂ひて雅致あり

同村大字芦場新田鎮座

村社芦場神社 祭神大己貴命 建物 本社四口三尺 拜殿四口 華表一基 末社六

社 氏子十五戸 社掌芦場貢大宮

本社創建年月詳かならずと雖も本村開闢の時産土神と祀し由は古老の口碑に傳はれり後天正元年九月九日再建す社域百七十八坪高丘の地に鎮し馬場二町餘兩側には古杉並立し頗る嶮岨なり境内亦眺矚に富み前は飯岡の渺茫たる耕地に望み東南には河内の羽黒及ひ常陸の峯巒雲表に聳ひ西に黒髪の高峯崔嵬として風致嫺然たり亦境内の近傍には關東名勝駒橋あり

同村大字下寺島鎮座

村社箒根神社 祭神大己貴命 少彦名命 建物 本社四口四尺 末社二社 華表一

基 兩覆一棟 氏子二十戸 社掌和氣捨二町

本社創立年月詳ならず往古より一村の鎮守神にして崇敬の社なり社域二百四十

四坪清酒の地に鎮し境内には古杉老樹蔚々蒼々と繁茂して社殿を擁し神寂ひて頗る雅致あり

同村大字金枝鎮座

村社星宮神社 祭神磐裂神 根裂神 經津主神 建物 本社四口三尺三寸 兩覆一棟

氏子二十二戸 社掌田宮積善大宮村大

本社建立は大同元年十月十三日にして玉生氏家通路に沿ひ馬場三十間北に入る本社南向にて木の華表及ひ石燈籠末社一社ありて境内には若杉檜繁茂し社域四百一十一坪平坦の地に在り

同村大字飯岡鎮座

村社星宮神社 祭神經津主命 建物 本社四口二尺 氏子三十一戸 社掌

氏は弘治元年三月十三日の勸請なり社域二百七十三坪字宮脇に在り

同村大字原萩野目鎮座

村社智恵神社 祭神思兼命 建物 本社四口三尺三寸 末社二社 氏子十三戸 社掌

本社は大同元年十一月十五日の創建にして往時は鷄大權現と稱し小兒の瘧を治

するを守る神として衆庶尊信厚く病治すれば鶏の畫額を獻する例ありて今尙本社に積重せり社域一千百廿坪平坦の地にして境内には石の燈籠左右に並列し杉檜森々と繁茂し幽邃にして神々たり

同村大字熊野木鎮座

村社箒根神社 祭神大己貴命 建物 本社四口三尺 末社二社 氏子二十一戸 社掌
本社建創年月不詳社域二百五十二坪字宮平に在り

同村大字喜佐美鎮座

村社箒根神社 祭神大己貴命 少彦名命 建物 本社四口四尺五寸 拜殿四口三間 末社三社 氏子十六戸 社掌

社は元和元年九月十九日の創立にして社域九十坪を有し字田汎に在り

同村大字鳥羽新田鎮座

村社箒根神社 祭神大己貴命 建物 本社四口一尺二寸 氏子十一戸 社掌
本社創立不詳社域五百三十八坪字よし澤に在り

同村大字道下鎮座

村社加茂神社 祭神別雷命 建物 本社四口三尺 末社一社 氏子三十二戸 社掌
社は延喜二年六月十三日の創立にして社域百六十八坪字堂山の高燥の地に在り

船生村

本村は船生、佐貫の舊二村を合せて一の自治區をなせるものにて幅員東西四里南北二里十八町地勢南方は鬼怒川に瀕し北方高原山脉あり人家其間に點在し風俗濃厚にして農事に勤勵の風あり

古來の沿革に付ては往時は共に宇都宮藩領に屬し維新后栃木縣に屬し第三大區三小區に編入せられ後二戸長役場に分屬せられ后又一戸長役場の所轄となり遂に今日の自治一村とはなるなり

本村には村社二社氏子戸數三百五十餘戸人口二千四百人を有す

船生村大字船生字宮内鎮座

村社岩戸別神社 祭神天手力雄命 建物 本社四口二間半 銅葺 拜殿四口四間 神樂殿四口二間 神饌所四口二間 石華表三基 石燈籠八基 石盥漱盤一基 氏子二百八戸

總代 社掌齋藤要人同村同大字住

本社は弘仁元年三月十五日の創立にして字鳥屋ヶ越次横峰と云ふ所に勸請せしか承應三年今の社地に移遷したるものにて往古より一村の鎮守神たり明治廿八年中壯麗なる本社拜殿を改築し廻らすに石の瑞離を以てし石燈六十三階あり又石殿の末社十八社並列し殊に拜殿の前に掛連ねたる鐵鎖數十本の奉納あり往時は領主崇敬の社にして一反五畝十餘歩の神田を附せらる社境二千四十坪の内には杉檜蔚々蒼々として社殿を繚繞し瀟洒にして雅致あり

同村大字佐貫鎮座

村社星宮神社 祭神磐裂命 根裂命 建物 本社同村同大字住 氏子二十七戸 社掌

本社は字座禪ヶ入に在りて社域二千四百四十八坪を有し本社坤方に向ひ石燈籠並列し境内には石の鳥居及び若杉蔚々として風色佳なり

栗山村

本村は黒部土呂部、湯西川、西川、日向、日蔭、上栗山、川俣野門の舊九村を合せしものにて幅員東西十八里南北九里にして其區域の大なること他に稀にして殆ど

足利郡内の面積を有せり其位置東南には上栗山黒部日向日蔭西川あり北に湯西川土呂部西北に川俣野門の部落あり其間の道路通するも極めて峻悪にして到底道路を以て目すへからず一度風雨の變災あれば各部落との交通絶つのみならず全く他地方との往來交通を遮断せられ日用の米鹽すら求め難き事あり以て交通の困難なるを知るへきか地勢西北に衣沼毘沙門四日帝釋等の諸山を負ひ東南は鬼怒川に沿ひ深山幽谷の地にして水田耕地なく而して舊各村の戸數何れも百戸に満たず又人口の稀少なる驚くべく村民の生計に至りては木具細工等專業として是れにより衣食し究乏の狀他の想ひ及はざる所なり風俗は寧ろ大古の風あり能く親和し嘗て爭論等の不祥なしと云ふ

古來沿革に付ては往時は日光神領に屬し維新后に至り明治三年日光縣に同四年宇都宮縣に同六年栃木縣に屬し第三大區三小區に編入せれ同十八年一戸長役場の支配する所となり遂に今日の自治一村とはなりぬ

本村には村社九社ありて氏子戸數二百十四戸人口僅に一千二百餘人に過ぎず而して茲に特記すへきは湯西川及川俣の温泉地にあり湯西川温泉は湯西川に在り

高山の間に介在して薬研湯河原湯藤鞍湯等あり又川俣温泉は大字川俣にあり日光山の背後に位し左右に高峯突起重疊し形勝の絶奇驚くあり其泉は鬼怒川の上流を距る二里餘に在りて頗る岩石の間より涌出するものにて地藏湯瀧湯河原湯日光湯澤新湯等ありて夏季に至れば來浴するもの頗る多しと云ふ

栗山村大字野門鎮座

村社山神社 祭神大山祇命 建物 本社間口三尺 奥行五尺 拜殿間口二尺 奥行三尺 末社四社 氏子三戸

本社創建不詳社域二百廿五坪を有し字屋敷裏に在り

同村大字黒部鎮座

村社日枝神社 祭神大山咋命 建物 本社間口二尺八寸 奥行四尺五寸 拜殿間口二尺 奥行一尺四寸 末社四社 氏子十戸 社掌

本社創建不詳社域二百三十二坪字森の下に在り

同村大字湯西川鎮座

村社高房神社 祭神藤原高房靈 建物 本社間口五尺 奥行一尺一 氏子七十戸 社掌

本社創立不詳社域二千六十一坪を有し字川戸平に在り

同村大字西川鎮座

村社春日神社 祭神天津兒屋根命 建物 本社間口四尺五寸 奥行七尺三寸 末社二社 氏子二十二戸 社掌

本社創立不詳字上町に在りて社域四百三十七坪を有せり

同村大字土呂部鎮座

村社濱尾神社 祭神田心姫命 建物 本社間口三尺五寸 奥行五尺八寸 氏子十戸 社掌

本社勸請年月不詳社域六百一十一坪字居平に在り

同村大字日蔭鎮座

村社北峯神社 祭神味耜高彥根命 田心姫命 建物 本社間口四尺 奥行四尺 拜殿間口二尺 奥行九尺

末社二社 氏子三十戸 社掌

本社創建不詳社域百五十六坪を有し字向内に在り

同村大字日向鎮座

村社北根神社 祭神大山祇命 建物 本社間口三尺 奥行四尺 氏子七十戸 社掌

本社は字造り道に在りて社城三百九十九坪を有す

同村大字川俣鎮座

村社瀧尾神社 祭神田心姫命 建物 本社西口三尺四寸
東行五尺四寸 氏子三十七戸 社掌

本社創立不詳社城二百九十四坪字森の前に在り

同村大字上栗山鎮座

村社春日神社 祭神天兒屋根命 建物 本社西口四尺
東行五尺 拜殿西口二尺四寸
東行二尺四寸 末社一社

氏子二十五戸 社掌

本社創立不詳社城五百六十五坪字七崎に在り

藤原村

本村は明治廿二年町村制實施に當り舊藤原、大原、高德、柄倉、小佐越、瀧川治、高（現時の）原（現時の）及び五十里、獨鈷澤、芹澤、中三依、上三依、横川（現時の）を合せて一自治區を組織し以て新村藤原村と稱せしか其幅員東西二里十八町南北十里餘の廣大なる一區域なるを以て明治廿六年遂に分割して藤原三依の二村をなすに至りしものなり

藤原村の部落は會津西街道に沿ひ東西に山岳重疊連亘し男鹿鬼怒の兩川其間を貫流し小佐越其他の部落山間險惡の地に點在し概ね土地高燥にして肥沃ならず水田耕地少なく村民質朴淳良にして農耕に勤勉す

古來沿革に付ては往時は共に宇都宮藩の領地に屬し維新后一戸長役場の所轄に屬し以て今日に至りしものとす

本村には村社八社氏子戸數二百六十餘戸人口一千七百餘人を有す

本村には温泉あり瀧藤原川治の三あり瀧温泉は大字瀧の和田沼に在り鬼怒川の南岸砂石中より涌出す今市を距る四里にして新湯河原湯藥師湯岩湯等なり藤原温泉は大字藤原の字澤に在り鬼怒川の北岸岩石の間より涌出す此を日清湯と稱す川治温泉は大字川治に在り高原山下五十里川の沿岸に在りて西南一帶高山を負ひ形勝絶奇と云ふへし

藤原村大字高德鎮座

村社諏訪神社 祭神健御名方命 建物 本社西口五尺
東行二尺一尺 拜殿西口二尺四寸
東行二尺二寸 末社一社

氏子三十五戸 社掌

本社は天文三年九月九日の創立にして社域三百三十坪を有し字新林の清酒の地に在り

同村大字高原鎮座

村社鷄鳥山神社 祭神天津瓊々杵命 猿田彦命 建物 本社四口三尺二寸 華表一基 氏子^{八戸} 社掌^{總代二員}

本社は神龜三年の創立にして本郡の古社たり社域五百六十三坪を有し高原山の高嶽に鎮し古雅にして高潔自ら神威の儼たるを表するものあり

同村大字瀧鎮座

村社高尾神社 祭神高靈神 建物 本社四口三尺八寸 拜殿四口一四寸 氏子^{三十二戸} 社掌^{總代二員}
本社創立不詳社域九百四坪字中居に在り

同村大字藤原鎮座

村社十二神社 祭神伊弉諾命 伊弉冊命 建物 本社四口三尺二寸 氏子^{五十三戸} 社掌^{總代二員}

本社創立不詳社域五百六十九坪を有す字橋向に在り

同村大字川治鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 少彦名命 建物 本社四口二尺六寸 氏子^{十四戸} 社掌^{總代二員}

本社創立不詳社域百二十五坪にして字へらに在り

同村大字柄倉鎮座

村社愛宕神社 祭神軻遇突智命 建物 本社四口二尺二寸 氏子^{十六戸} 社掌^{總代二員}
本社は字中平に在りて社域九十坪を有せり

同村大字大原鎮座

村社大原神社 祭神日本武命 建物 本社四口五尺五寸 氏子^{二十戸} 社掌^{總代二員}
本社創建年月不詳社域五百八十二坪字赤土場に在り

同村大字小佐越鎮座

村社瀧尾神社 祭神田心姫命 建物 本社四口二尺 氏子^{三十三戸} 社掌^{總代二員}
本社創立不詳社域六百七十一坪字前原に在り

三 依 村

本村は明治廿二年町村制實施に當り現時の藤原村と合併せしに役場を距る六里餘にして而も山間險惡の道路を往復し以て役場に至らざるへからざるの不便あり能く村民の堪へ得へき所にあらず加ふるに新村三依村に屬せる舊六村(五十里、三依、横川)は往時は共に會津藩領に屬し維新后に至りても戸長役場を異にせる等人情風俗に於ても異なり加ふるに地形の不便往來の困難なるを以て明治廿六年藤原村より分割して新三依村を組織し以て今日に至れり
本村現時の役場は中三依に在り又村社は六社ありて其氏子戸數百三十餘戸人口七百餘人の僅少を有せり

三依村大字五十里鎮座

村社示現神社 祭神事代主命 建物 本社間口四尺二寸 奥行四尺五寸 末社五社 氏子二十七月 社掌

本社創建不詳社城七百十六坪字居屋敷に在り

同村大字獨鉆澤鎮座

村社八幡宮 祭神譽田別命 建物 本社間口三尺五寸 奥行四尺 拜殿間口二尺 奥行九尺 末社二社 氏子

十二戸 社掌

本社勸請年月不詳にして社城七百十一坪字中の内に在り

同村大字上三依鎮座

村社熊野神社 祭神伊弉諾命 建物 本社間口五尺 奥行四尺 氏子二十二戸 社掌

本社創立不詳社城三百三十六坪字熊野堂に在り

同村大字中三依鎮座

村社示現神社 祭神事代主命 建物 本社間口三尺二寸 奥行四尺 末社一社 氏子三十二戸 社掌

本社創立不詳社城五百一坪字田の下に在り

同村大字芹澤鎮座

村社示現神社 祭神事代主命 建物 本社間口二尺七寸 奥行三尺七寸 末社一社 氏子十六戸 社掌

本社創立不詳社城三百五十八坪を有し字上の平に在り

同村大字横川鎮座

村社示現神社 祭神味耜高彥根命 建物 本社^{間口二四二尺} 氏子^{二十五戸} 社掌
本社創立年月不詳社域七十二坪を有す字家内に在り

鹽原村

本村は下鹽原、中鹽原、上鹽原及び湯本鹽原の舊四村を合せて一の自治區をなせるものにて其幅員東西三里十五町南北八里廿町の廣きを有し下鹽原は殆ど中心にして西北に上鹽原中鹽原相連り湯本鹽原は其西南にあり而して下鹽原は假定縣道に沿ひ里道亦通して交通の便あり其地勢下鹽原は箒川の東岸にあり上中鹽原は箒川を夾みて對立し西北に小蛇尾三依の山脈を負ひ湯本鹽原は其南方に在り風俗溫厚にして多くは農商を業とし頗る勤勉の風あり
古來の沿革に付ては往時は共に宇都宮藩の領地に屬し維新后宇都宮縣に次て栃木縣に屬し第三大區三小區に編入せられ後又役場を分ちしか明治十八年合して一戸長役場の所轄に歸し次て現時の一村とされるなり
本村には名勝舊跡多く現今村社は四社にして戸數二百餘戸人口一千二百餘人に

過ぎす土地の廣大なるに比せば人口の僅少なるを怪むに似たるも固より山間の地に居るなれば自然の勢と云ふへし

附記 本村所在の温泉湯の名は下鹽原湯本鹽原の二にして箒川中央を流れ土地高燥にして山水の形勝に富み我邦有名の温泉たるも往時關谷以北は嶮路羊腸漸くに人馬を通すへかりしか明治十七年道路を開鑿し爾來一條の平路を得るに至り現時に於ては往來の不便を感せず來浴者年に大なるを加ふ漸々殷盛なる一地を成すに至れり而して温泉の箇所を擧れば福渡戸鹽釜鹽の湯畑下戸須卷門前古町新湯古湯本とす

鹽原村大字上鹽原字宮島鎮座

村社箒根神社 祭神大己貴命 事代主命 豊城入彦命 祭日十月八日 建物

本社^{間口五尺} 拜殿^{間口三兩半} 饌殿一棟 華表一基 氏子^{三十九戸} 末社七社 石燈籠

二基 社掌君島宇京^{同村大字高住}

本社創立は文明五年八月十七日にして一村の鎮守神たりしか明治五年村社に列せらる社域三百七十七坪高燥の地に在り境内には古檜若杉高く聳ひ「往時は二丈

回り以上の老杉ありしか舊領主宇都宮藩命して數本伐採せりと「風致頗る幽邃にして雅致あり」

同村大字中鹽原鎮座

村社八幡宮 祭神譽田別命 祭日十月六日 建物 本社四口二間 拜殿四口二間 末

社五社 木鳥居一基 社務所一棟 氏子百四戸 社掌

本社創立は大同二年なり後治承年中鹽原八郎の再建にして當時源三位頼政の嫡男仲綱の子伊豆冠者源有綱臣渡邊某と共に遁れ鹽原八郎家忠に依り潜居す有綱武運の拙なきを思ひ本社に武運回復を祈り杉二株を獻納す後文治五年中鎌倉兵と戦ひ遂に戦死すと雖も二株の杉は今尙存して周圍共に四十尺に過ぎ枝は垂れて地を掠めんとし其幾百年を経たるを知らず俗に逆杉と稱す後承應三年奥平美作守崇敬して本社を再建す爾來中上鹽原村の鎮守神たり社城八百八十一坪頗る高燥の地にして石磴九十階を登れば境内には古樹若杉森々として晝尙暗く本社の前には石の燈籠及ひ神池ありて其水清く澄み四方の山容秀麗にして東には箒川の清流を控ひ實に山水明美の地なり

同村大字下鹽原鎮座

村社溫泉神社 祭神大己貴命 少彦名命 祭日十一月十八日 建物 本社四口二間

拜殿四口二間 末社 四社 氏子二百二十戸 社掌

本社は元久元年の創立にして后天正六年領主小山越前守の再建なり后元和六年本田上野介改築す后明暦二年奥平美作守修理を加へり享保七年より戸田山城守代々崇敬して修繕怠たらず社城百八十二坪字古町の西山麓に在り境内瀟洒の地にして石の反橋を渡れば木華表及ひ石の燈籠左右に並列し本社の前には清泉の池ありて閑雅の趣に富む境内に歩山の句碑あり曰く「簑ほしたあとへも萩のこほれけり」又近世馬泉の句碑あり曰く「水音のはなれぬ山や夏木立」

同村大字湯本鹽原字居村鎮座

村社溫泉神社 祭神大己貴命 少彦名命 祭日四月十二日 建物 本社四口五尺

拜殿四口二間 末社四社 石燈籠五基 石あま犬二基 石華表一基 氏子八戸

社掌君島宇京同村大字

本社は大同元年の創立にして湯本鹽原村に鎮座せしか万治二年二月晦日の大地

震にて六箇所の温泉渾て墜り只梶原の湯のみ残りりと云ふ故に天和二年中當地へ移遷して再建せりと社域九十三坪を有し宇新湯の高燥の地に在り本社西に向ひ石礎一百餘階を躋れば境内には古松老杉亭々と高く聳ひ多く櫻樹を植ゑ花時には一簇の香雲老樹の深翠と相映し又山を望むの一勝地たり

箒根村

本村は金澤、關谷、折戸、上下大貫、遲野澤、高阿津、接骨木、葦沼、下田野、横林、上横林、宇都野の舊十三村を合せて一の自治區となせしものにて其幅員東西二里餘南北四里以上に及び西北には東岳小佐飛の連山あり東は那須野の原に接し箒川は村内を貫流し地勢平坦にして關谷を中心となし其他の部落は東南に在り民居相連接せり而して會津地方に通する假定縣道あり其他里道相連りて交通の便あり村民多くは質朴にして農耕に従事し頗る勤勉の風あり
古來の沿革に付ては往時は共に太田原藩の領邑に屬し更に栃木縣の所轄に歸し一戸長役場に屬し次て今日に至りしものなり
本村には有名なる村社嶽山神社其他十二社ありて氏子戸數五百四十餘戸人口三千六百七十餘人を有せり

千六百七十餘人を有せり
箒根村大字宇都野字嶽山鎮座
村社嶽山箒根神社 正殿祭神豊城入彦命 左殿祭神大己貴命 事代主命 少彦名命 右殿祭神伊弉册命 速玉男命 事解男命 祭日陰曆四月七日より八日まで小祭
建物 本社間口五尺五寸 奥行五尺二寸濱縁高欄付木羽葺 左殿間口四尺五寸 奥行六尺五寸濱縁高欄付木羽葺 右殿間口三尺五寸 奥行五尺五寸濱縁高欄付木羽葺 雨覆間口八間 奥行五間枋葺 拜殿間口六間 奥行二間板葺 籠所間口四間 奥行二間 石燈籠一基 安政二年太田原城 主丹治宮清奉納 石燈籠一基 明治六年北海道渡島國函館 大黒町竹田菊平奉納 石燈籠一基 明治六年太田原町 若林宮三奉納 石塔一基 慶安四年四月大田原町 岡本角左工門尉勝吉獻納 寶物 銅板神像一軀 源義家奥羽征伐凱旋の際報のため奉納
御戸張三張康安三年正月太田原城 主備前守藤原政清奉納 短冊壹葉貞享四年八月山本家租屋上京の節聖體殿宮 本社由來等問召され下賜せられたるもの 天の下めくむ草木代四頁
木のめも春に限もまらぬ御代の末々一氏子六十餘戸 總代四頁 社掌山本經雄同村同大字 一八番地住
本社創立年紀邈焉として詳かならざるも往古箒川通箒根村の南部郡那須(那須野崎村の北部)伊佐野郷十五村の總鎮守神にして 陽成天皇の御宇元慶元年九月箒根神に従五位下授くと後源義家奥羽追討凱旋の時報賽のため神寶及び神田等を寄附せられ崇敬淺からざりしか長承年間に至り鳩森城主(今尚大字宇都野に城址ありて本丸二の丸の丸の形跡を存す)尾張守源資家崇敬して本社を

造營し爾來本城の祈願社となす當時社領二百石を附せられしか永享年間に至り太田備前守永存の襲撃する所となり遂に天文二年鳩森城陥り社領も亦廢絶せしか同十二年太田原城主の領地に屬し本社も亦太田原城主の祈願社となり社領七十石を附せられ社頭隆盛なりしも漸く不幸にして水害に罹り川欠天災により減地し僅に數石に過ぎざるを以て嘉承三年更に三十五石を寄附せられ大政維新の際まで連綿として大祭には城主或は代拜者參向ありし社にして社殿を始め神橋に至るまで領主の造修に掛り頗る輪奐たりしか廢藩置縣と共に社領は勿論造營修繕等廢頽せしも明治五年郷社に列せられ同十年八月行政區劃の都合により村社に列せらる斯の如く幾多の變遷あるも神威は炳焉として四方に光輝し神徳は赫灼として四民に感應あり本國は勿論福島茨城の縣下に普及し賽人の年一年に増加し實に大小祭日には満山屬至し郡内屈指の神社と稱すへし社城一千八坪高原山東方の中腹嶽山に鎮し人家を距る二里餘にして七十餘町に到れば赤塗の神橋長五間半中二間半を渡り赤き鳥居を潜りて夫より三町登りて拜殿に達すへし境内には周圍三丈餘の老杉及び古檜森々と繁茂し天日を蔽ひ晝尙暗くして

物凄し本社の北側に神池ありて清泉迸出し四時絶ゆることなし又樹間より遠く東南を望めは八溝筑波の諸峯烟靄模糊の間に出没し近くは那須の廣原箒川の東に沿ひて眼下に横はり水聲鳥音風に和し春の花秋の紅葉の心目を喜慰し紅塵を洗はしむるの佳境にして日本鐵道東北線那須驛を距る四里なり又山上より直に鹽原温泉に赴かんとせば牛馬の通する山道一里半にして達するを得るにあり

同村大字金澤鎮座

村社箒根神社 祭神豊城入彦命 姫神 事代主命 姫神相殿三座 祭神伊邪那

岐命 伊邪那美命大御 大己貴命高瀨水 祭日陰曆九月十九日 建物 本社開口二間高

欄濱縁付 雨覆開口三間 幣殿開口二間 拜殿開口三間 末社七社 木鳥居一基 石燈籠一基

幣八本 古書一通 獅子面三頭 氏子廿四戸 社掌佐藤齋同村大字三番地住 寶物 劍一振 古鏡一面 金

本社創立勸請年月遠遠にして詳ならず往古は字真木に鎮座ありしか寶永五年大館の舊郭外に遷せしと今の社地是なり人皇六十一代醍醐天皇の御宇延喜十二年鎮守府將軍藤原利仁當國に下向し藏宗藏安の兩賊征伐の際本社に戦勝を祈る以

て事平く靈驗著しきにより奉幣し殊に本社を造營す云云后康治二年八月修繕を
加へ文明十一年八月宇都宮成綱朝臣崇敬により圭田一町五反歩を寄附せられ殊
に劍一振を奉納せらる天文年間金澤館主大館彈正義則同石見助義行の崇敬にし
て祈願御社と號す其后太田原晴清より永二貫文及び寛永十一年中高八石九斗五
舛一合々せて高四拾一石九斗五舛一合寄附せらる又修理造營により遷宮の都度
には玄米二俵宛御供料として奉納せられて藩主代々崇敬せり寶永二年中領主の
傳奏神主佐藤氏上京神祇管領長上へ執奏を乞て神位宗源宣旨正一位を授けらる
神職は天正年間佐藤丹波守重朝より十三代連綿として奉祀せり社域九百三十六
坪金澤の中央なる高燥の地にして一等里道の西側にあり馬場門前には巨大の石
燈籠二基あり馬場二十間を進行すれば赤き鳥居あり百餘階の石磴を躋れば社前
に到る東を望めは梅林眼下にあり箒川一名流の清流潺湲として漲り濯き水淨くし
て洗嗽すべし此川流を隔て、那須廣野より八溝の嶺頭を遠望し西は東嶽の諸山
に接し南は斷崖野澤の溪水淙々として其下を流れ北は佐飛の諸山及び那須の火
山を遙に望む又春は梅花櫻桃の花艶を賞し夏は樹梢に蟬聲喧しく冷風自ら湧く

か如く秋は四境の紅葉錦繡をなし冬は諸山の積雪皚々として銀山の觀をなせり
轉た天地の大寂に入るを感せん

同村大字宇都野霧雨崎鎮座

村社高清水神社 祭神事代主命 祭日陰曆九月十九日 建物 本社間口一四半枋葺
雨覆間口三杉皮葺 拜殿間口二杉皮葺 鳥居二基 末社二社 石燈籠二基 大
國主神石像一軀 熊野山碑一基伯野松方
正數撰 寶物 太刀鬼神丸
と稱す一振 氏子六十戸
總代四員 社掌
宇都野登同村同大字
十五箇地住

本社創建は大同元年二月にして元文五年四月廿四日再築后寛政二年三月廿四日
の再建なり云云

社傳に曰く本社之濫觴は大同元年正月本村町井澤と云へる所より雲霧棚引龍蛇
の如く今の社地霧雨崎へ光り輝き渡り事代主命出現せしなりとて里民高清水大
権現と尊崇し祠を立て、鎮守神とす云云 本社別當は往古より人見嶽之坊今の宇
都野の家
にて代々奉仕せり又本社は往古地頭の崇敬により維新までは一反五畝歩の除地
を寄附せらる祭式は往古長百姓と組頭と列席し祭典を行ふを例とす長百姓は本

社并に末社能野社の前に席し組頭は末社日光神社の前に席して祭式を擧げたり
維新となりては區長は本社前祭當番一人等々は末社前と順席して祭典を行ふを
例とす長百姓の順席は久留生治郎松本庄兵衛君島長三郎吉澤八助伊藤傳吉年寄
並江連重郎平なり社城六十八坪元境内言にして境內には老杉若樹翁蔚にして繁茂
九十六坪し高燥の地にして清水あり故に高清水と稱して衆庶信仰の社なり

同村大字關谷鎮座

村社八幡宮祭神譽田別命 建物 本社四間枹葺 雨覆一棟 木鳥居一基 末

社四社 氏子八十二戸 社掌君島勝衛同村大字

本社創立遼遠にして詳かならずと雖も往古は領主太田原藩の守護神にして關谷
下田野遲野澤三村の總鎮守神にて三大字の中央に鎮す社城三百六十六坪の平坦
の地にして境内には老杉若杉翁蔚として繁茂し西北には安戸山高く聳ひ東南渺
茫たる那須の原野に接し原中所々に炊煙の上るを眺む本社壯麗ならさるも四方
に石垣を遠らし古雅にして高潔自ら神威の儼たるを表するにあり

同村大字上大貫鎮座

村社箒根神社 祭神豊城入彦命 祭日陰曆九月十九日 建物 本社四間 拜殿
間口三間 氏子七十七戸 社掌山本經雄同村大字
間口三間 本社創立不詳社城五百九十六坪を有し字鎮守前の清酒の地に在り

同村大字下大貫鎮座

村社箒根神社 祭神事代主命 建物 本社間口三尺四寸 拜殿間口二間 氏子三十一戸 社
掌同上

本社は字泉畑に在りて社城百十五坪を有す大祭は九月十九日を以て執行す

同村大字墓沼鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 建物 本社間口三尺五寸 氏子十八戸 社掌
本社創立不詳社城百四十坪を有し字埴澤に在り

同村大字高阿津鎮座

村社稻荷神社 祭神稻倉魂命 祭日九月十九日 建物 本社間口三尺 拜殿間口二間
氏子十七戸 社掌佐藤齋同村

本社創立不詳社城七十七坪字稻荷前に在り

同村大字上横林鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 建物 本社四〇三三坪 拜殿四〇三三坪 末社二社 氏

子十三戸 社掌

本社創立は不詳にして社域百八十四坪を有し字宮の内に在り

同村大字横林鎮座

村社温泉神社 祭神大己貴命 建物 本社四〇三三坪 末社二社 氏子四戸 社

掌 本社創立詳ならず社域三十八坪にして字温泉回に鎮す

同村大字接骨木鎮座

村社温泉神社 祭神大名牟遲命 少彦名命 建物 本社四〇三三坪 末社二社

氏子二十八戸 社掌

本社創立不詳社域六十二坪字中道上に在り

同村大字折戸鎮座

村社八幡宮 祭神譽田別命 建物 本社四〇三三坪 末社二社 氏子九戸 社掌

本社は字墓沼道添に在りて社域三十三坪を有す

泉 村

本村は小泉、上太田、東泉、長井、立足、平野、上下伊佐野、山田及び田野原の舊十村を合併したるものにて其幅員東西凡二里十八町南北凡二里廿町にして小泉は殆ど本村中央に位し各大字四周にあり民居點々相接せり地勢西に高原山脈を負ひ箒内及び宮川の三川南流し村民多くは素朴にして農業を勤め貯蓄の風あり

古來沿革に付ては往時は上下伊佐野は平岡石見守に田野原は大友式部伊澤美作守に小泉は大友氏東泉は伊澤氏上太田は堀田攝津守の領邑に屬し各村領主を異にせしか維新后栃木縣の管轄に屬し第三大区三小区に編入せられ次て一戸長役場の所轄に歸し以て現時自治の一村とはなりぬ

本村には村社十一社其氏子戸數五百五十餘戸人口三千七百餘人を有す

泉村大字上伊佐野麓山禰宜内鎮座

村社麓山神社 祭神大己貴命 神倭磐余彦命 相殿五座 祭神句々 命 銅通契智命 埴比咩命

祭日陰九月十九日 建物 本社四〇三三坪 栃草 雨覆四〇三三坪 拜殿四〇三三坪 末社二社

木華表一基 石燈籠三基 石像大國主神一軀 洗手盤一基 寶物神武天皇像一

神鏡二面 奉幣串二本 勅宣正一位の位記 古書一通 孝明天皇御親

筆神號勅額一面 中務卿有栖川職仁親王御親筆神號扁額一面 奉幣箱一個 安政四年十一月十日

奉幣所奉 奉幣箱一個 安政四年六月三十日 神鏡管領長上奉 地頭平岡石見守奉納神號扁額一面 氏子 三十八戸 社

掌赤塚濟 同村大字 二六番地住

本社は白鳳二年十月を以て箒川の水源黒嶽山頂に祠建て神日本磐余彦命大己貴命事代主命を祀り樞原箒根神社と稱せしか濫觴にして后神護景雲年中に古社峯に遷祀し伊佐野村の鎮守神と崇敬す后麓山に遷座して麓山大明神と改稱す茲より衆庶の信仰する處となりぬ就中天喜五年源義家奥羽征伐の砌り本社に戦勝を祈らせ給ふ時五行を司る五柱の神を相殿に祀らせ殊に神武天皇の御像及び御鏡等の奉納あり又地頭平岡石見守の崇敬にて神田三反二畝餘歩を寄附せられしより維新の際まで附せ置る本社は文明八年再築に及ぶ明應三年上下伊佐野と分村の際下伊佐野村へ本社より分靈を遷して鎮守神となせしより上伊佐野一村の鎮守神となること本社舊記に明なり安政四年正月赤塚周防守上京し神祇管領長上下部朝臣の傳奏に依り安政四年十一月十日を以て下野國鹽谷郡麓山大明神に勅宣正

一位の位記を授けらる殊に光明天皇より神號の勅額二品行中務卿職仁親王御親筆の扁額地頭平岡石見守の奉額等を藏して管内稀有の社なり神職は赤塚重廣より代々連綿として本社に奉仕す社域三百三十坪高丘の地にして五十六階の石磴を登れば杉檜蔚々蒼々森然として晝尙暗く後には山岳を負ひ東は内川の清流滾々として山水の明媚と共に古色翳然として神威赫灼たり

同村大字下伊佐野鎮座

村社箒根神社 祭神伊弉諾命 大己貴命 事代主命 建物 本社 四口二間 奉幣五尺 拜殿 四口三間 奉幣二間 幣殿 九尺 木華表一基 氏子 三十三戸 社掌今平武敏 同村大字住

社傳に曰く本村は往古伊佐野村と稱し上下一村なりしか明應三年中分裂して兩村となりぬ當時麓山神社を一村の鎮守神と崇敬せしか后分靈して本社を勸請すと云云社域百三坪平坦の地に在り境内に繞らすに渠川の清流を以てす神橋を渡れば石の燈籠左右に並列し本社拜殿壯麗にして老杉蔚々と聳ひ四境開潤概ね田甫に接し杉風除るに袂を吹いて清酒自ら襟懷を清ふするの境なり

同村大字永井鎮座

村社籌根神社 祭神神倭磐余彦命 大己貴命 事代主命 建物 本社間口四尺五寸 奥行二間
雨覆一棟 華表一基 石燈籠二基 末社一社 氏子八十二戸 社掌同村大字 本勝位同村大字
本社創立遠遠にして詳ならず社城八十六坪高燥の地に在り石礎百廿五階躋りて
本社に達す境内には老樹若杉蒼蔚として繁茂し深遠にして風色佳をり

同村大字山田鎮座

村社籌根神社 祭神大己貴命 少彦名命 豊城入彦命 建物 本社間口五尺 奥行七尺 拜殿
間口三間 奥行二間 末社一社 氏子五十九戸 社掌橋木喜和目同村大字

本社勸請年月遠遠にして不詳社城百十四坪高燥の地に在りて六十六階の石礎を
登れば左右に石の燈籠及ひ石の盥漱盤あり赤き鳥居を潜れば又十五階の石礎あ
り之を躋れば石の燈籠左右に並列し東に箒川を控ひ境内には古杉老樅若杉を交
へ森々と繁茂し神威は箒川の水音と共に高し

同村大字田野原鎮座

村社籌根神社 祭神豊城入彦命 建物 本社間口二尺五寸 奥行四尺 末社一社 氏子十九戸 社掌

本社創立不詳社城四百七十四坪字宮の前に在り

同村大字立足鎮座

村社籌根神社 祭神大己貴命 豊城入彦命 少彦名命 建物 本社間口四尺 奥行二間二尺 氏子二十二戸 社掌

本社は本郡宇都野村に鎮座せる籌根神社の分社にして元祿年中本社再建す社城
百八十九坪字禰宜内に在り

同村大字平野鎮座

村社籌根神社 祭神豊城入彦命 建物 本社間口二間一尺 奥行二間半 氏子三十六戸 社掌
本社創立不詳社城八百廿三坪字明内に在り

同村大字東泉鎮座

村社籌根神社 祭神大己貴命 豊城入彦命 素盞鳴命 建物 本社間口二間四寸 奥行二間一尺 氏子五十四戸 社掌

本社創立不詳後大永四年九月本社再建す社城二百四十四坪にして清酒の地に在り

同村大字上太田鎮座

村社籌根神社 祭神豊城入彦命 建物 本社四口四尺 末社二社 氏子三十一戸 社掌

本社は白鳳年中本郡宇都野村に鎮祭せしを後本村に遷祀し享保年間本社を再築す社域三百二坪字一町田の清酒の地に在り

同村大字小泉鎮座

村社籌根神社 祭神豊城入彦命 大己貴命 素盞鳴命 建物 本社四口五尺

末社一社 氏子三十一戸 社掌

本社創立年月不詳社域五百五十三坪を有し字宮の前に在り

下野神社沿革誌附録

栃木縣神職傳記

鹽谷郡部

高鹽數麿氏傳

其心聰達大度にして仁慧の情に厚く沈勇にして忠亮なる士は高鹽數麿なり氏は安政五年十一月を以て下野國鹽谷郡喜連川町に生る祖先は高鹽正利にして大倉ヶ崎城主鹽谷右兵衛尉朝氏の重臣なり后八代の孫正次に至り天王宮の祠官を兼務せらる天正十八年鹽谷家廢亡後足利氏喜連川城を領するに至りても世々祠官たり后十八代の裔清風も又足利氏の近臣となり家祿を給せられ兼祠官故の如し明治六年布達に依り家祿を奉還し以て歸農し専ら祠官を務む氏は實に清風の長子にして幼より穎敏學を嗜み同町小學校に入り小學科を卒業し后秋元與に隨ひ漢學を學ぶ明治五年本縣神道中教院に入り學ぶこと三年同八年東京神道事務本局學寮に入り師岡久保大關等の諸先生に従ひ教示を受け業卒りて郷に歸るや名

望愈高く明治十一年本郡馬場村郷社今宮神社祠官を命せらる此年喜連川町に耶教侵入し其勢頗る漫延し迷信者夥多なるを聞き大に驚慨し父清風と謀り神風講社員を募り説くに國家の大道を以す氏寢食を忘れ東奔西走して大に人心を挽回し該講社に入社するもの鹽那兩郡に六千餘人眞に耶教に入りたる者二名のみ明治十三年三月會員六千有餘の賛成を以て木連川舊城山へ神宮分教會所を設立し教會諄々として隆盛を極む同十四年内務省より權訓導に補せらる同十七年本縣皇典講究分所より本郡擔當委員を命せらる同年權中講義に本郡教導職取締を命せらる同廿一年中講義に進み同廿五年本縣神官取締所規約設定委員に撰まる同廿六年本縣神官會議員及び本郡支所幹事に撰まる氏は同年海軍擴張の舉あるを聞き製艦費途の中へ金拾二圓献納せんとして願書其筋へ提出せしも内閣大臣の告示により献金受理せざる趣を以て特に感賞を表する旨縣知事より願書と共に賞状を下賜せらる同廿六年三月天皇皇后兩陛下御結婚滿廿五年の御祝典により酒饌料を下賜せらる氏は亦廿七年日清開戦に際し二三の輩と謀り喜連川士族三十餘名の同意を得て其筋へ從軍願書を出せしも未だ其機に非ざる旨を以て願書

却下せらる噫氏は國家の爲には身命を惜まず時勢の變に處し其機を誤らず勇あり義あり又智ありと云ふへし同年征清役軍資金若干を献納し本縣知事より賞状を賜らる同廿八年神宮教宇都宮假分教會長を命せらる同年本縣下河内郡及ひ外郡へ皇大神宮大麻曆頒布擔當を命せらる同廿九年皇大神宮御鎮座一千九百年奉祝會祭舉行につき會員募集係申付られ八百餘名の會員を得る同三十年三月會員一同賛成を以て參宮紀念碑を郷社喜連川神社境内に建設す同三十一年權大講義に昇る同三十二年神宮奉齋會長より禮部補を命せらる氏は三十年より大八洲學會員となり國文歌學を研究し益々勉じて斯道の擴張を計り又嚮きには三十有志者と謀り三大節賀會を起し會員一百有餘名にて本會を維持し該會創立以來十年一日の如く和氣嫺然として未だ嘗て爭論の聲を聞かず大祭祝日の光景は日章のと旗共に赫々として地方衆庶をして忠愛の義氣を養成すること赫灼たり此れ氏か略歴にして凡てのことに勉めて叮嚀周密餘力を残さず蓋し深遠多識の大手腕なくんは能ざる所なり

山本經雄氏之傳

鹽の谷の山高く箒川清流の邊に一偉人あり姓は山本諱は經雄同郡宇都野村今箒根野部の人萬延元年十二月を以て生る其先は良章といへ白鳳八年役小角の門に入り優婆塞となり顯密の奥旨を極め嶽山箒根神社の別當職を兼ね後十五代の孫隆珍なる人寛治年間源義家に従ひ奥羽に赴き凱旋の後軍功により源姓を賜はられ名を家隆と改め尙神社に奉仕すること故の如し爾來七百餘年系統連綿として世々京都聖護院宮直末にして大僧都法印となり別當職たりしか王政維新に際し六十七代の孫良學に至り復飾し山本伊勢と改む明治二年神祇官に於て嶽山箒根神社の神主職に補せられ同六年辭職す氏は良學の長子にして天資慧敏幼より學を好む故に父の愛撫する所となり稍長するに及び水戸士田代安鑿を聘し和漢の學を學ふこと三年にして業大に進む明治六年五月郷社嶽山箒根神社祠掌及び第三大區十一小區村社祠掌を命せらる同七年本縣中教院に入り學ふこと二年同九年下都賀郡私立中學校に入り國府義胤に就き學ふこと二年同十年八月廢官同年十月村社箒根神社祠掌に轉任す同十七年十一月本縣皇典講究分所に於て受験の上三等假學證の授與せらる同廿五年本縣神官會議員に取締幹事に推撰せらる同廿

六年本縣神職取締所長より職務勉勵の趣を以て金圓を賞與せらる同三十一年六月所長戸田子爵より本支所創立以來格別心力を盡したるを以て書籍一部を賞與せらる同三十四年同村大字上下大貫の兩村社々掌に兼補せらる氏は明治廿六年以來學校警察署建築道路開修及び日清戰役を始め三陸海嘯の罹災者に對し應分の寄附又は救恤等に義捐せしにより本縣知事及び災害地の縣知事より賞狀を下賜せらる噫氏は能く心を公共の事に用へ又職務を盡して倦さるは至誠の貫通するに依らすんは何ぞ能く斯の如きを得んや

船生一正氏傳

氏は天保七年十二月廿八日を以て下野國鹽谷郡馬場村今兵衛町大字馬場に生る氏の家は郷社今宮神社の神職にして其先を右衛門頼重神主職とす后三代船生右茂四郎文祿年中神主たりしか水戸佐竹義重に従ひ秋田に移り姓名を改め今宮大學と稱して屬臣となる其孫船生太郎右衛門頼重神主職を繼ぎ寶永三年二月を以て上京神祇管領長上より今宮神社神主職に補し出羽守となる后七代連綿として其職を繼續す氏は船生市正豊吉の長子にして幼より學を好み弘化二年二月より安政二年十二月

まで塚原保に従ひ皇漢の學を修め安政二年二月上京本職繼目許狀を得本社の主職を襲き本社に奉務せしも王政一新に際し改めて明治六年五月八日を以て郷社今宮神社の祠掌を命せらる并に第五大區二小區村社祠掌の兼勤を申付らる同十二年十月兼教導職試補を命せらる同十七年十月本縣皇典講究分所に於て試験を受け合格す同三十一年六月を以て本縣皇典講究分所より祭典作法の講了證を授けらる同月同日を以て本縣神職取締所長戸田子爵より本支所創立以來格別心力を盡したる趣を以て大被述義一部を賞與せらる殊に本町大字櫻野村社八幡宮并に氏家町村社七社外熟田村大字上野村社今宮神社の社掌を兼補せらる氏資性温厚篤實にして謙遜の心深く且斯道に盡すこと篤く毫も人に傲ることなく神職として恰當の人物と云ふべし

建惟正氏傳

氏は弘化二年十月十日を以て岩代國信夫郡上鳥渡村に生る父を丹治相模守といへ氏は其の二男なり幼名を吉丸と稱し僧となり稍長して喜連川足利家御祈願所谷山建立寺住職に補し伯耆禰神社に奉仕す王政維新に際し明治二年復飾鹽谷主

計と稱す后建惟正と改む同年十月十九日神祇官に於て伯耆禰神社神主職に補せらる氏は幼にして醫玉垣忠貞に従ひ漢學を學ぶ文久元年喜連川藩士加藤圭資に従へ漢學を研究す明治二年四月より東京神田芝崎從五位に従ひ皇學を修む同六年四月小學教員に擧らる同年五月八日鹽谷郡鷲宿村郷社鷲宮神社祠掌申付らる同日を以て第五大區五小區十三村の村社祠掌兼務を命せらる同七年十一月本郡早乙女村小學校教授兼事務係を申付らる同八年九月兼教導職試補申付らる同年十一月十四日郷社喜連川神社祠掌兼務申付らる同十年神風講社教師となる同十年八月内務省より訓導に補せらる同年十月九日を以て郷社喜連川神社祠掌本務を命せらる同十七年十月本縣皇典講究分所に於て試験を受け三等假學證を授けらる同十九年權少講義に補せらる同廿年太眞瓊教會取締となる同廿一年出雲大社保存會募集委員を囑せらる同年七月少講義に補せらる同三十一年六月二日祭典作法を講習し講了證を授けらる同日本支所創立以來心力を盡したる趣を以て大被述義一部本縣神職取締所長戸田子爵より賞與せらる資氏性温慈通曉にして深沈又恭儉着實の質あり殊に教育に熱く子弟の薰陶をなし學事を奨勵し又其職

に盡すこと斯如し勤めて怠らざる氏の如きは又感すべしと云ふし

阿久津伊勢松氏傳

深沈にして溫雅なる資を具ひ遜悌に意を用ゆるは阿久津伊勢松氏か下野國鹽谷郡大谷村今阿久津村に於て安政六年十二月廿六日を以て生る氏の家祖は下野右門正にして日光大谷川の邊より本地に土着し草茫々たる原野を墾し居を構へ遂に村の首長となり永正十一年夏大旱魃にて百穀將に枯死せんとする時右門正村民に議り山城國貴船大神を勸請し雨を祈りしに忽ち靈驗ありしを以て本村の鎮守神と崇敬し右門正を以て本社に奉仕せしむ後十七代の孫宮下明王院と稱し本社の別當職となる天正十九年中奥州三倉崎阿久津城主阿久津和泉守和泉守一族從臣を率へて當地に來住す之に依りて和泉守の男左馬介を養子となし寛文年間名を右近重幸と改め嗣官を相續せしむ此時宮下を改め阿久津と稱す實に阿久津氏の中祖なり降て正徳年間同河内守重幸元文年間同伊賀守重次寶曆年間同伊勢守政吉文政年間同政秀安政年間伊賀守充芳後名を稱氏は實に青珉の長子にして幼より英敏學を好み明治元年より同五年まで米津確に就て漢學を學ぶ同七年二月より四

少年間高鹽周防守に従へ皇學を修め同十一年當郡馬場村郷社今宮神社祠廟に拜す同十二年一月神風講社五等教師となり同年三月教導職試補申付らる同年十月同郡同村々社高雄神社及ひ同村大字石末熟田村大字狹間田飯室柿木澤同新田の村社々掌を兼補せらる同十七年十月本縣皇典講究分所に於て受験し三等假學證を授けらる同三十一年六月同所長戸田子爵より祭典作法講了證を授與せらる氏は又學校警察署諸官衙の建築道路開修日清戰役貧民救恤等に能く心を用ひ應分の寄附をなしたるにより本縣知事より屢賞狀を下賜せらる實に感すべき人士と云ふへし

小島光永氏傳

小島家其先は孝元天皇の孫武内宿禰十七代の裔下野守紀本道より出つ即ち紀氏の正統なり后廿四代の孫小島和泉守宗能天文四年東護神社の神主に補せらる次に和泉宗董元龜三年職を襲ぎ文祿四年宗連寛永五年宗興承應三年宗詮享保十一年宗重次宗繼次に宗喜次に讚岐守宗春次土佐正宗繁皆上京神祇官より神主に補せられ祖先の職を襲ぐ次に光政幼名を兵部と稱す文政十年十二月上京神祇管領

長上正三位侍從卜部朝臣良長卿に謁し神主に補せられ讃岐守と稱す文政十年より明治八年まで四十九年の間神社に奉仕し毫も職務に倦まず家政全く備り資性慈仁にして忠直佗健なりと雖とも不幸にして嫡子光直三十餘年にて歿す故に明治八年職を孫光永に譲り以て七十六の長壽を保ち明治十五年十一月十三日遂に歸天す氏は實に讃岐守光政の孫にして幼名を江守といへ安政四年正月十二日を以て下野國鹽谷郡風見村に今大府生る父を光直と云へ氏は其の長子なり幼より穎悟學を嗜み皇漢學を祖父光政に學ひ長して高鹽清風に從ひ皇漢の學を研究す后明治五年より同七年まで本縣中教院に入り和漢の學を修む同八年村社東護神社の祠掌を命せらる同年十月兼教導職試補申付らる同十年神風講社五等教師となり同十七年十月八日本縣皇典講究分所に於て試験を受け三等假學證を得る同十九年六月本郡大宮村大字大久保村社星宮神社祠掌兼務を申付らる同廿七日日本赤十字社正社員に列す同三十一年六月祭典作法を講習し講了證を授けらる同年同月本縣神職取締所長戸田子爵より本支所創立以來格別心力を盡したる趣を以て大被述義一部を賞與せらる氏資性溫厚篤實にして懇懇故に衆の崇恭を受く

嘗て本縣廳及び警察署學校等の新築其他道路開鑿の工事を助け貧民を救恤せる等心を公共の事に用ゆ蓋し氏の功德百世に傳誦すべしといふべし

河井晴氏傳

氏は下野國鹽谷郡境林村今大府に於て弘化三年正月二十八日を以て生る氏の家は優婆塞にして累代星宮神社の別當たりしか明治維新の際速に復飾し神社に奉祀す明治三年正月廿八日神祇官より星宮神社神主職に補せらる同六年神官改正に際し退職す同九年六月地租改正擔當人申付られ同十一年五月教導職試補申付らる同十二年十月神風講社取締に同十三年八月神道教會宮比講社長に同十六年七月内務省より訓導に補せらる同十七年十二月本縣皇典講究分所に於て受驗し三等假學證を授與せらる同十八年二月村社星宮神社祠掌并に鹽田村々社籌根神社片俣村々社倉掛村々社高鹽村々社及び無格社五社の兼務を命せらる同年少講義に同廿一年八月中講義に同廿二年權大講義に累進す同廿七年二月同村大字境林村社星宮神社々掌に補せらる同三十三年二月本縣神職會議員に撰出せられ同三十五年二月本郡神職取締支所長に推撰せらる氏天資溫厚篤實沈勇にして滋々

衆の愛敬を享く故に衆に推れて職務に上り拮据勉勵し諄々倦さるの士哉

佐藤齋氏傳

諱は重輝通稱齋佐藤氏は明治十一年十月十九日を以て下野國鹽谷郡金澤村今藤根村大字に生る氏の家は從四位上下野武藏守藤原朝臣秀郷五代の孫從五位下左衛門佐藤原文行三代の孫佐藤左衛門尉公清の後胤佐藤丹波守重朝にして天文より天正中箒根神社の神主たり后掃部介重業職を襲き次に大炊介重軒次に重次主馬と稱す次に利重次に近重市正と稱し社務精勵にして寶永二年箒根神社に正一位の神位を進め奉り本社の石礎建築及社殿修理等に勉勵す尙正徳三年中水下十八村と灌漑論あり此時幕府評定所に出て原被人へ利解し遂に和解せしめしを以て領主大田原飛彈守より其慰勞として鞍置馬を賜はらる次に壹岐守治重正徳六年上京神主に補せられ享保四年領主大田原丹治扶清公の命に依り太田原家の鎮守溫泉神社今太田原社大官司を拜す依つて中田原に移住す次に近次兄治重に代りて神社を繼ぐ次に信鄰次に富重次に信近次に祇忠まで十二代皆箒根神社の神主に補せらる祇忠は安政文久の間領主の陳立練習毎に出陳を命せられ其都度勤務せしを以て

安政元年領主より肩衣を賜はらる慶應元年十匁玉の砲銃を賜はらる明治元年四月より八月まで太田原城警衛に充たる其賞として領主より御盃金員を下賜せらる同年八月大總督府へ皇國靜謐御武運長久の神璽を獻納す依て金員を下賜し且つ通行鑑札を賜はらる次に祇満なり祇満は氏の父にして明治八年箒根神社の祠掌に拜す氏は實に祇満の長子にして幼より穎悟學を好み同廿二年四月十六日を以て尋常小學科を卒業す同年五月より田代安鑿に従ひ皇漢の學を研究す同十九年日本赤十字社正社員に列す同三十二年五月同村大字金澤村社箒根神社々掌に補せらる同三十三年十二月同村大字高阿津村社稻荷神社々掌に兼補せらる此れ氏か半生の經歷なり氏天資廉直深沈にして外に誇らす内に想を煉つて他日大成を期するの士哉

加藤東十郎氏傳

氏は當國鹽谷郡平田村今北藤根村大字平田の人天保十一年十月廿日を以て生る氏の家は藤原にして天津兒屋根命の末裔左大臣魚名六世の孫鎮守府將軍利仁公の胤從五位下加賀守信吉の後裔にして父諱は長榮通稱は久右衛門と云へ氏は其長子にして

幼より穎敏學を好み櫻井群宜に従ひ皇漢の學を修む安政三年名主役仰付られしより明治初年まで勤績す明治六年二月小學校創立用途中へ献金せしを以て時の縣知事より賞狀を賜はらる同年五月小學校世話係を申付られ同年十一月平田村用係となる同十一年三月勤業事務擔當申付らる同十二年七月平田西高谷兩村准等外三等戸長申付らる同年十二月二等に昇進せらる同十二年中虎列拉病罹災窮民救助として金員を献納す依て賞狀を賜らる同十三年七月小學校資金寄附せしを以て木盃一個下賜せらる同年十二月坂路開墾費中へ寄附せしを以て賞狀を賜はらる同十四年七月本郡第十一番學區學務委員申付らる同十五年十二月職務勉勵に依り其賞として若干の金員を下賜せらる同十六年本郡太田村外十一村の戸長兼務申付らる及び本郡第八番學區より第十四番學區の學務委員に兼任せらる同年三月平田村外十一村の戸長申付られ准十七等級となる同十七年五月職を辭す同廿二年三月本郡太田村外十一村の戸長を命せられ准判任官七等下級俸を給せらる同年五月本郡北高根澤村長に推撰せられ同廿五年退職す同廿七年一月十九日を以て本郡同村大字平田村社神明宮社掌に補せらる同廿九年御嶽教に入り

少講義に拜す同廿九年八月同郡同村大字花岡村社白鳥神社々掌に同三十年四月同郡熱田村大字文挾村社大白神社々掌に兼補せらる同三十一年六月祭典作法を講習し講了證を本縣皇典講究分所長戸田子爵より授與せらる氏は地方の一老農家に起て夙に敬神之意篤くして遂に職を神に奉し以て衆庶の與望を繋きたるの士なり氏資性聰達溫慈にして其職に盡すこと斯の如し故に衆の愛敬を受け令聞四方に鳴るも偶然にあらざると云ふべし

宇都野登氏傳

氏は本國鹽谷郡土屋村^{今後新}の人嘉永五年三月を以て生る父を八木澤兵衛と云へ氏は其二男なり明治二年出て當郡宇都野村宇都野家を繼ぐ其祖人見岩松坊にして本山修驗たり后寛政十二年上京聖護院宮より泉藏院住職并に高清水神社の別當職に補せられしより代々該神社の別當たり后氏の養父金藏院嘉永二年三月を以て上京權大僧都に補任し職別當にあり明治元年領主太田原藩主より會津追討出軍人安寧の御祈禱仰付られ八十日の間祈願す后復飾して宇都野登と改め專心神に奉す氏は其后を繼ぎ幼名を覺之助と云へ幼より學を好み大に得る所あり

明治九年地租改正擔當人に撰まる同十八年四月本縣皇典講究分所に於て試験を受け三等假學證を得る同廿二年村會議員に推撰せらる尙續て區長となる同廿四年父の職を襲き村社高清水神社の祠掌に拜す同廿六年名を改めて登と號す同廿二年栃木縣廳再築用途中へ寄附し及び同三十一年矢板警察署新築金澤小學校建築其他三陸海嘯の際救助金等を寄附せしを以て本縣及び三縣知事より賞狀を下賜せらる氏資性篤實温恭故に衆の愛敬を受く蓋し中庸の節を守る人と云ふべし

伊東健次郎氏傳

氏か家は右大臣武智鷹十代の孫駿河守維景にして世々伊豆國久津美の庄に住して伊藤と號す其後胤次郎祐親源平の亂に平氏に従ひ遂に亡ひて伊豫國三ヶ濱に落居し其子孫兵庫之助祐正に至り徳川五代將軍綱吉公の直臣となり代々徳川家に勤仕す氏は實に貞次郎孝仁の二男にして故ありて郷を去り諸國に流寓し明治二年二月鹽谷郡後岡村に來り眞言宗後岡山安養寺廿二世法印良宥の養子となり同三年復飾を官に出願せしも許容ならざるより遂に農に歸し自ら鋤犁を揮て拮据黽勉す氏は文久二年より元治元年十月まで幕府藩士田原默止に従ひ皇漢の學

を修め慶應二年二月より同年十二月まで大田原藩士金枝勝次郎に従ひ和漢の學を研究す明治六年四月六日を以て小學少訓導を申付らる同郡岡村小學校に在勤す同八年七月小學權少授業に拜す同郡安澤村小學校に轉勤す同年十一月小學少授業に進み同九年九月小學五等訓導に昇り同十一年五月岡小學校兼務申付らる同十三年四月本縣師範學校より小學教育の證明書授與せらる同年十月小學五等訓導に拜す同十五年四月六日日本郡岡村々社加茂神社の祠掌を命せらる同年七月小學中等科教員免許狀を授けらる同十七年十月本縣皇典講究分所に於て試験を受け三等假學證を授與せらる同十八年教導職試補となる同廿一年二月訓導に補せらる同廿七年二月本縣神職會議員に撰まる同廿八年七月本郡農事改良上協議員を囑托せらる同三十一年皇大神宮御鎮座一千九百年奉祝會々員募集委員に囑せらる同年六月祭典作法を講習し講了證を下賜せらる同日を以て本支所創立以來職務勉勵につき特例を以て祝詞全書一部賞與せらる同年七月權少講義に累進す氏資性温厚篤實忠亮にして嘗て本縣師範學校及び岡小學校建築費等を寄附し以て其工事を助け心を能く公共の事に用ひ又教育に熱心にして學事の普及に勤

むること數年又養蠶飼育の改良及び農業の發達進暢を獎勵する等到らざる所なしと云ふべし

荒井宥藏氏之傳

溫厚にして篤實なる士は荒井氏か通稱宥藏諱は利宥と稱し荒井利文の第三子にして下野國鹽谷郡上高根澤村今北高根澤村大字上高根澤村に生る祖先は近衛天宥の後胤荒井吉明にして統を累ぬる三十二代年を關する六百五十餘年連綿として安住神社の代々神職にして大官司を勤め地方の舊家たり氏の兄一人仲男ありしか不幸にも皆早逝せしより氏は止なく家督を相續し尙職を襲くに至る氏は幼より穎敏學を好み明治六年小學校に入り同十四年まで修業し小學全科を卒す同十四年八月より同十六年まで宇都宮町齋藤源太郎に就き和漢の學を修む同廿一年より翌年三月まで山中次郎に就き算術を研究す四月より同三十二年五月まで小學教員を務む同三十三年三月安住神社々掌に補し同十月同村大字桑窪村社星宮神社及び無格社雷神社々掌に兼補せらる氏は専ら學事獎勵に熱し十有二年の間小學校に在勤し阻勉せしを以て再三金圓を賞與せらる又熱心なる校務を止め家職を繼續する

は頗る學道にして亡兄の靈地下に瞑すべし

檜山浪司氏之傳

諱は信家通稱浪司氏は萬延元年十月一日を以て下野國鹽谷郡川崎反町村今矢板町大字川崎反町に生る氏の先は清和天皇の後胤檜山三郎光成より出つ後十代の裔檜山光政天正二年西宮大神の神職を奉し次に義明義純義秋信秋義信々義兼持兼成信安兼廣信兼信房重信々照次に右京進信行にして皆上京神祇管領長上より同社神主に裁許せらるること十五代にして其職を襲く氏は信行の長子にして幼より學を好み大に得る所あり氏は明治十二年十二月二十三日を以て本村川崎神社の祠掌を申付らる同十三年十二月六日館野川村星宮神社祠掌兼務を命せらる同十四年四月十三日同郡幸岡村劍神社兼務祠掌に拜す同十七年十月本縣皇典講究分所に於て試験を受け三等假學證を授けらる同十八年三月神宮教々導職試補となる同二十二年五月訓導に同二十四年一月權少講義に進む此れ氏か經歷なり氏資性溫厚篤實にして敏達なるの士哉

松井一氏傳

氏は松井注の長子にして明治十四年四月某日を以て下野國鹽谷郡安澤村今片岡村 大字安澤に生る氏の祖先は從四位下鎮守府將軍源滿政の後裔遠景五郎左衛門尉山城國松井郷に住す仍て松井と號す後宇都宮下野守國綱の家臣となり國綱罪ありて國除かれ松井宥玉當村に來り土着して世を忍ぶ爲めに修驗者となり元祿七年七月權少僧都に補し持明院と號す寛保三年山號を下賜せられ不動山と號し溫泉神社の代々別當職たり維新の際復飾し松井豊樹と改名し專心神に奉仕す氏も明治二十六年より同二十八年六月迄皇典學を修め同三十一年六月祭典作法を講習し講了證を得る同三十二年三月本縣皇典講究分所に出て皇學試驗を受け八等司業の學證を授けらる同三十四年十月二日を以て村社溫泉神社の社掌に補せらるに至る資性篤實溫厚にして一はら職務を竭し頗る衆望あり

賛助員名錄

順次不同

鹽谷郡

- | | |
|-----------------|----------------|
| 郷社木幡神社々司塚原高廣君 | 村社伯耆根神社々掌芦場貢君 |
| 郷社今宮神社々司高鹽數麿君 | 村社麓山神社々掌赤塚濟君 |
| 郷社喜連川神社々掌建惟正君 | 村社帶根神社々掌今平武敏君 |
| 村社生駒神社々掌玉鹽綱十郎君 | 村社加茂神社々掌伊藤健次郎君 |
| 村社嶽山神社々掌山本經雄君 | 村社星宮神社々掌河井晴君 |
| 村社東護神社々掌小島光永君 | 村社高清水神社々掌宇都野登君 |
| 村社箒根神社々掌佐藤齋君 | 村社箒根神社々掌君島宇京君 |
| 郷社今宮神社々掌阿久津伊勢松君 | 村社星宮神社々掌若井田高野君 |
| 村社鷲宮神社々掌村上健彦君 | 村社箒根神社々掌宮本勝位君 |
| 村社八幡宮々掌君島勝衛君 | 村社神明宮社々掌加藤東十郎君 |
| 郷社今宮神社々掌船生一正君 | 村社安住神社々掌荒井宥藏君 |

村社符根神社々々 和氣捨三君
村社岩戸別神社々々 齋藤要人君
村社川崎神社々々 檜山浪司君

村社符根神社々々 橋本喜和目君
村社星宮神社々々 田宮積善君
村社湯泉神社々々 松井一君

明治三十五年十一月十日印刷
明治三十五年十一月十八日發行

(不許轉載)

編輯者兼
發行

風山廣雄

栃木縣芳賀郡逆川村
大字小山七番地

印刷者 近藤圭造

東京市麴町區飯田町
五丁目二十六番地

印刷所 皇典講究所印刷部

東京市麴町區飯田町
五丁目二十六番地

116
194

